

平成30年2月27日開会

①

平成30年第1回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

平成30年第1回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第1号議案 平成30年度茨城県一般会計予算	1
第2号議案 平成30年度茨城県競輪事業特別会計予算	17
第3号議案 平成30年度茨城県公債管理特別会計予算	19
第4号議案 平成30年度茨城県市町村振興資金特別会計予算	21
第5号議案 平成30年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算	23
第6号議案 平成30年度茨城県立医療大学付属病院特別会計予算	25
第7号議案 平成30年度茨城県国民健康保険特別会計予算	27
第8号議案 平成30年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	29
第9号議案 平成30年度茨城県中小企業事業資金特別会計予算	31
第10号議案 平成30年度茨城県農業改良資金特別会計予算	33
第11号議案 平成30年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算	35
第12号議案 平成30年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算	37
第13号議案 平成30年度茨城県港湾事業特別会計予算	39
第14号議案 平成30年度茨城県都市計画事業土地地区画整理事業特別会計予算	41
第15号議案 平成30年度茨城県病院事業会計予算	43
第16号議案 平成30年度茨城県水道事業会計予算	47
第17号議案 平成30年度茨城県工業用水道事業会計予算	50
第18号議案 平成30年度茨城県地域振興事業会計予算	52
第19号議案 平成30年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算	54
第20号議案 平成30年度茨城県流域下水道事業会計予算	56
第21号議案 茨城県職員定数条例の一部を改正する条例	59
第22号議案 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例	60
第23号議案 茨城県特別会計条例の一部を改正する条例	62
第24号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	63
第25号議案 茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する 条例	65
第26号議案 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	68
第27号議案 つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	69
第28号議案 茨城県国民健康保険条例	70
第29号議案 茨城県国民健康保険財政安定化基金条例	73
第30号議案 茨城県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例	75
第31号議案 医療法に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を 改正する条例	76
第32号議案 介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例	77
第33号議案 介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を 改正する条例	91
第34号議案 介護保険法に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する	

	条例	102
第35号議案	茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	103
第36号議案	児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	104
第37号議案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	111
第38号議案	茨城県旅館業法施行条例の一部を改正する条例	130
第39号議案	茨城県健やかこども基金条例の一部を改正する条例	131
第40号議案	茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	132
第41号議案	茨城県飼料検定条例を廃止する条例	134
第42号議案	茨城県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例	135
第43号議案	茨城県都市公園条例の一部を改正する条例	136
第44号議案	茨城県建築基準条例の一部を改正する条例	137
第45号議案	茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例	138
第46号議案	茨城県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例	140
第47号議案	茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	141
第48号議案	茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	142
第49号議案	包括外部監査契約の締結について	149
第50号議案	霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について	150

予 算

第1号議案

平成30年度 茨城県一般会計予算

平成30年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,111,688,019千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 384,409,418
	1 県 民 税	127,763,362
	2 事 業 税	86,128,263
	3 地 方 消 費 税	69,034,409
	4 不 動 産 取 得 税	6,800,886
	5 県 た ば こ 税	3,399,330
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,639,135
	7 自 動 車 取 得 税	4,665,239
	8 軽 油 引 取 税	32,399,498
	9 自 動 車 税	50,256,417
	10 鉦 区 税	4,081
	11 核 燃 料 等 取 扱 税	1,275,255
	12 狩 猟 税	43,183
	13 旧 法 に よ る 税	360
2 地 方 消 費 税 清 算 金		101,284,246
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	101,284,246
3 地 方 譲 与 税		49,068,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	44,805,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	4,078,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	184,500
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	500
4 地 方 特 例 交 付 金		1,402,000

	1 地 方 特 例 交 付 金	1,402,000
5 地 方 交 付 税		184,839,000
	1 地 方 交 付 税	184,839,000
6 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金		824,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金	824,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		7,960,551
	1 分 担 金	617,540
	2 負 担 金	7,343,011
8 使 用 料 及 び 手 数 料		17,453,359
	1 使 用 料	12,315,090
	2 手 数 料	217,746
	3 証 紙 収 入	4,920,523
9 国 庫 支 出 金		126,758,279
	1 国 庫 負 担 金	49,697,891
	2 国 庫 補 助 金	74,999,471
	3 委 託 金	2,060,917
10 財 産 収 入		2,080,215
	1 財 産 運 用 収 入	1,021,224
	2 財 産 売 払 収 入	1,058,991
11 寄 附 金		186,010
	1 寄 附 金	186,010
12 繰 入 金		18,339,920
	1 特 别 会 計 繰 入 金	1,508,073
	2 基 金 繰 入 金	16,831,847
13 繰 越 金		2,000,000

	1 繰越金	2,000,000
14 諸収入		92,036,221
	1 延滞金, 加算金及び過料	746,990
	2 県預金利子	8,634
	3 公営企業貸付金元利収入	51,543
	4 貸付金元利収入	71,485,090
	5 受託事業収入	5,454,863
	6 収益事業収入	9,007,155
	7 利子割精算金収入	482
	8 雑収入	5,281,464
15 県債		123,046,800
	1 県債	123,046,800
歳入合計		1,111,688,019

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,694,049
	1 議 会 費	1,694,049
2 総 務 費		38,457,581
	1 総 務 管 理 費	22,519,251
	2 徴 税 費	11,873,406
	3 市 町 村 振 興 費	2,288,615
	4 選 挙 費	1,268,295
	5 人 事 委 員 会 費	138,248
	6 監 査 委 員 費	169,766
	7 諸 費	200,000
3 企 画 開 発 費		22,170,016
	1 企 画 費	7,704,750
	2 開 発 費	13,890,723
	3 統 計 調 査 費	574,543
4 生 活 環 境 費		8,053,853
	1 生 活 文 化 費	1,214,512
	2 防 災 費	1,652,775
	3 環 境 保 全 費	4,956,928
	4 災 害 救 助 費	229,638
5 保 健 福 祉 費		200,348,208
	1 厚 生 総 務 費	108,918,343
	2 生 活 保 護 費	5,022,689
	3 児 童 福 祉 費	34,787,362

	4 障 害 福 祉 費	25,792,309
	5 保 健 所 費	2,041,176
	6 医 藥 費	8,949,414
	7 環 境 衛 生 費	3,751,912
	8 公 衆 衛 生 費	11,085,003
6 勞 働 費		2,869,944
	1 勞 働 政 策 費	629,137
	2 職 業 能 力 開 発 費	2,112,825
	3 勞 働 委 員 会 費	127,982
7 農 林 水 産 業 費		42,368,575
	1 農 業 費	12,071,294
	2 畜 産 業 費	2,073,244
	3 林 業 費	5,591,975
	4 水 産 業 費	4,745,232
	5 農 地 費	17,886,830
8 商 工 費		73,670,823
	1 産 業 政 策 費	67,932,621
	2 産 業 技 術 費	1,315,374
	3 中 小 企 業 費	2,705,426
	4 観 光 物 産 費	1,717,402
9 土 木 費		110,781,129
	1 土 木 管 理 費	3,159,478
	2 道 路 橋 梁 費	61,604,932
	3 河 川 海 岸 費	17,519,520
	4 港 湾 費	10,464,661

	5 都 市 計 画 費	14,425,826
	6 住 宅 費	3,606,712
10 警 察 費		61,985,261
	1 警 察 管 理 費	56,227,728
	2 警 察 活 動 費	5,757,533
11 教 育 費		274,432,599
	1 教 育 総 務 費	52,199,592
	2 小 学 校 費	82,884,075
	3 中 学 校 費	47,752,057
	4 高 等 学 校 費	58,527,403
	5 特 別 支 援 学 校 費	24,264,937
	6 社 会 教 育 費	3,270,301
	7 保 健 体 育 費	5,534,234
12 災 害 復 旧 費		813,867
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	169,520
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	644,347
13 公 債 費		146,164,690
	1 公 債 費	146,164,690
14 諸 支 出 金		127,577,424
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,848,557
	2 自動車取得税交付金	3,102,384
	3 利子割交付金	551,928
	4 利子割精算金	195
	5 地方消費税清算金	67,159,569
	6 地方消費税交付金	51,397,497

	7 配 当 割 交 付 金	1,608,069
	8 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	1,634,479
	9 公 営 企 業 貸 付 金	274,746
15 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出 合 計		1,111,688,019

第2表 債務負担行為
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地 方 債 証 券 共 同 発 行 連 帯 債 務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 平成30年度 至 平成40年度	元金1,177,000,000千円及びこれに対する利子相当額
水 戸 合 同 庁 舎 空 調 用 空 気 熱 源 ヒ ー ト ポ ンプ 更 新 工 事 請 負 契 約	水戸合同庁舎の空調用空気熱源ヒートポンプ更新に係る工事請負契約を締結する。	平 成 31 年 度	180,689千円
県 庁 舎 空 調 自 動 制 御 設 備 更 新 工 事 請 負 契 約	県庁舎の空調自動制御設備更新に係る工事請負契約を締結する。	平 成 31 年 度	432,000千円
環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、平成30年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成31年度 至 平成37年度	融資総額1億5,523万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環 境 保 全 施 設 整 備 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、平成30年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 平成31年度 至 平成45年度	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
医 師 教 育 資 金 利 子 補 給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 平成31年度 至 平成36年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
医 師 海 外 派 遣 事 業 費 用 負 担 協 定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学長と協定を締結する。	自 平成31年度 至 平成32年度	17,400千円
が ん 先 進 医 療 費 利 子 補 給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 平成31年度 至 平成37年度	融資総額1,500万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額

創業支援融資 損失補償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成30年度 至 平成42年度	19,000千円
女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成30年度 至 平成42年度	7,000千円
新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成30年度 至 平成45年度	18,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成30年度 至 平成45年度	114,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成30年度 至 平成42年度	57,000千円
再生支援融資 損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成30年度 至 平成45年度	30,000千円
災害対策融資 損失補償	災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成30年度 至 平成45年度	90,000千円
借換融資 損失補償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成30年度 至 平成45年度	112,000千円

観光おもてなし施設整備融 利子補給	観光おもてなし施設整備融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、平成30年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者等に対し利子補給する。	自 平成31年度 至 平成33年度	72,738千円
茨城県火災共済協同組合損失補償	金融機関が茨城県火災共済協同組合に対し、資金を融資し、当該資金に損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該機関と締結する。	自 平成30年度 至 平成32年度	200,000千円
失業者等生活資金融資損失補償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成30年度 至 平成36年度	3,750千円
緊急雇用対策訓練業務委託契約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	自 平成31年度 至 平成32年度	66,387千円
緊急雇用対策訓練業務委託契約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	平成31年度	3,187千円
農業近代化資金利子補給	農業近代化資金通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、平成30年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成31年度 至 平成50年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額
農業経営負担軽減支援資金利子補給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、平成30年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成31年度 至 平成45年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等利子補給（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、平成30年度において5億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 平成31年度 至 平成42年度	融資総額5億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等損失補償（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	平成33年度以降	200,000千円

野菜価格安定対策事業費補助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、平成30年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 平成30年度 至 平成31年度	150,687千円
漁業近代化資金等利子補給	漁業近代化資金融通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、平成30年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成31年度 至 平成53年度	融資総額 8 億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第 3 条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、平成30年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成31年度 至 平成33年度	融資総額 1 億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第 4 条に規定する率を乗じて得た額
中山間地域総合整備事業工事費用負担契約	高萩地区の常磐線横断排水路工事に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	平成 31 年度	140,000千円
地方道路整備工事請負契約	一般国道354号、土浦市木田余地内木田余跨線橋外 5 箇所地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	平成 31 年度	3,650,000千円
地方道路整備工事請負契約	一般国道245号、水戸市小泉町地内の湊大橋外 1 箇所地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	自 平成31年度 至 平成32年度	2,300,000千円
地方道路整備費用負担契約	一般県道上吉影岩間線、笠間市下郷地内の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	平成 31 年度	300,000千円
橋梁補修費用負担契約	主要地方道北茨城大子線、北茨城市磯原町磯原地内の磯原跨線橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	平成 31 年度	100,000千円
街路改良工事費用負担契約	都市計画道路十王北通り線、日立市十王町伊師本郷地内の十王跨線橋（仮称）の街路改良工事に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 平成31年度 至 平成32年度	560,000千円

県営住宅建設 工事請負契約	桜川西アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	平成31年度	196,100千円
被災住宅復興支援 利子補給	市町村が被災住宅の補修等に係る借入をする者に対し、利子補給したときは、県は市町村に対し利子補給した額の一部を補助する。	自平成31年度 至平成35年度	22,426千円
県立学校 地質調査業務 委託契約	県立竜ヶ崎第二高等学校の敷地内法面の地質調査に係る委託契約を締結する。	平成31年度	5,367千円
自然博物館 展覧会開催 業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	平成31年度	1,232千円
警察職員 宿舎整備 運営事業 損失補償	県が選定した事業者が警察職員宿舎の入居率が90%に満たないことによって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の協定を当該事業者と締結する。	自平成32年度 至平成61年度	総戸数の家賃総額に入居補償率90%を乗じて得た額から入居戸数の家賃総額を除いた額
放置車両 確認等 事務委託 契約	放置車両の確認及び標章の取付け事務に係る委託契約を締結する。	自平成31年度 至平成32年度	65,558千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	千円 313,600	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 （据置期間を含む。）
水産基盤整備事業	508,600			
湛水防除事業	53,300			
土地改良事業	2,304,100			
河川事業	10,563,200			
海岸整備事業	202,400			
砂防事業	90,700			
急傾斜地崩壊対策事業	162,200			
港湾整備事業	651,400			
道路橋梁整備事業	14,683,300			
街路事業	3,758,000			
空港整備事業	15,200			
放課後児童クラブ整備事業	151,400			
産業技術専門学院整備事業	92,700			
栽培漁業センター施設整備事業	13,500			
体育施設整備事業	1,925,700			
公営住宅建設事業	599,300			
過年補助災害復旧事業	21,500			
現年補助災害復旧事業	197,900			
現年直轄災害復旧事業	146,200			
単独災害復旧事業	170,300			
児童福祉施設整備事業	64,100			
老人福祉施設整備事業	343,000			
障害福祉施設整備事業	827,700			

県庁舎等整備事業	991,500			
交通安全施設整備事業	989,800			
警察施設整備事業	1,947,600			
公園事業	484,000			
高校整備事業	911,800			
文化施設整備事業	143,400			
社会教育施設整備事業	291,400			
特別支援学校整備事業	1,237,400			
空港周辺整備事業	67,600			
地域鉄道設備等整備事業	26,200			
石綿対策事業	114,700			
災害救助対策事業	22,900			
狩猟者研修センター整備事業	3,300			
アクアワールド茨城県大洗水族館整備事業	98,000			
消防施設整備事業	96,600			
農業大学校施設整備事業	132,900			
農業総合センター施設整備事業	39,400			
原種苗センター整備事業	41,300			
園芸リサイクルセンター整備事業	28,700			
畜産センター施設整備事業	89,500			
とうかい代船建造事業	371,700			
地域活性化事業	373,900			
防災対策事業	383,500			
合併特例事業	3,786,900			
地方道路等整備事業	3,118,000			
緊急防災・減災事業	623,700			
上水道事業出資金	626,000			40年以内 (据置期間を含む。)

臨時財政対策債	64,100,000	}	}	}	30年以内 (据置期間を含む。)
退職手当債	4,000,000				
災害援護資金貸付金	45,800	普通貸借	無利子		15年以内 (据置期間を含む。)
合計	123,046,800				

第 2 号議案

平成30年度 茨城県競輪事業特別会計予算

平成30年度茨城県競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,280,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成30年 2 月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 収 入		17,280,700 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 収 入	16,823,425
	2 繰 越 金	457,275
歳 入 合 計		17,280,700

歳 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 支 出		17,280,700 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 費	16,680,598
	2 積 立 金	2,862
	3 繰 出 金	200,000
	4 予 備 費	397,240
歳 出 合 計		17,280,700

第3号議案

平成30年度 茨城県公債管理特別会計予算

平成30年度茨城県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ251,985,720千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	千円 215,921,900	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）
計	215,921,900			

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		251,985,720 ^{千円}
	1 財 産 収 入	108,995
	2 繰 入 金	35,954,825
	3 県 債	215,921,900
歳 入 合 計		251,985,720

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 支 出		251,985,720 ^{千円}
	1 公 債 費	251,985,720
歳 出 合 計		251,985,720

第 4 号議案

平成30年度 茨城県市町村振興資金特別会計予算

平成30年度茨城県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,088,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成30年 2 月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市町村振興資金収入		1,088,000 ^{千円}
	1 繰越金	1
	2 諸収入	1,087,999
歳入合計		1,088,000

歳 出

款	項	金 額
1 市町村振興資金支出		1,088,000 ^{千円}
	1 市町村振興資金支出	800,000
	2 繰出金	287,000
	3 予備費	1,000
歳出合計		1,088,000

第5号議案

平成30年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算

平成30年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,591,832千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立カシマサッカー スタジアム整備事業	千円 1,275,600	債券発行又は 普通貸借	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	1,275,600			

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 鹿島臨海工業地帯 造成事業収入		4,591,832 ^{千円}
	1 事業収入	1,359,600
	2 財産収入	534,706
	3 繰入金	56,478
	4 繰越金	967,321
	5 諸収入	398,127
	6 県債	1,275,600
歳入合計		4,591,832

歳 出

款	項	金 額
1 鹿島臨海工業地帯 造成事業費		4,591,832 ^{千円}
	1 鹿島開発事業費	3,274,380
	2 公債費	1,307,452
	3 予備費	10,000
歳出合計		4,591,832

第6号議案

平成30年度 茨城県立医療大学付属病院特別会計予算

平成30年度茨城県立医療大学付属病院特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,920,064千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立医療大学付属病院整備事業	千円 68,500	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	68,500			

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県立医療大学 付属病院収入		2,920,064 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	1,750,655
	2 財産収入	5,986
	3 繰入金	1,048,719
	4 繰越金	27,800
	5 諸収入	18,404
	6 県債	68,500
歳入合計		2,920,064

歳 出

款	項	金 額
1 県立医療大学 付属病院費		2,920,064 ^{千円}
	1 病院運営費	2,428,436
	2 研究研修費	29,822
	3 公債費	459,306
	4 予備費	2,500
歳出合計		2,920,064

第7号議案

平成30年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

平成30年度茨城県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ274,301,980千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		274,301,980 ^{千円}
	1 負担金	96,621,277
	2 国庫支出金	79,972,185
	3 療養給付費等交付金	1,189,381
	4 前期高齢者交付金	76,930,460
	5 共同事業交付金	223,115
	6 財産収入	14,384
	7 繰入金	19,351,172
	8 諸収入	6
歳入合計		274,301,980

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険費		274,301,980 ^{千円}
	1 国民健康保険費	273,518,296
	2 積立金	783,584
	3 予備費	100
歳出合計		274,301,980

第 8 号議案

平成30年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

平成30年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ211,685千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成30年 2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金収入		211,685 ^{千円}
	1 繰入金	3,335
	2 貸付返納金	119,301
	3 繰越金	89,011
	4 諸収入	38
歳入合計		211,685

歳 出

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金支出		211,685 ^{千円}
	1 母子・父子・寡婦福祉貸付費	148,833
	2 予備費	62,852
歳出合計		211,685

第9号議案

平成30年度 茨城県中小企業事業資金特別会計予算

平成30年度茨城県中小企業事業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,335,116千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 収 入		3,335,116 ^{千円}
	1 繰 入 金	13,582
	2 繰 越 金	552,033
	3 諸 収 入	2,769,501
歳 入 合 計		3,335,116

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出		3,335,116 ^{千円}
	1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出	3,325,616
	2 予 備 費	9,500
歳 出 合 計		3,335,116

第10号議案

平成30年度 茨城県農業改良資金特別会計予算

平成30年度茨城県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		75,912 ^{千円}
	1 繰 入 金	4,516
	2 繰 越 金	179
	3 諸 収 入	71,217
歳 入 合 計		75,912

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 支 出		75,912 ^{千円}
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	71,382
	2 業 務 勘 定 支 出	4,522
	3 予 備 費	8
歳 出 合 計		75,912

第11号議案

平成30年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成30年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ182,378千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金収入		182,378 ^{千円}
	1 繰入金	1,378
	2 繰越金	180,001
	3 諸収入	999
歳入合計		182,378

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金支出		182,378 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	180,000
	2 業務勘定支出	1,378
	3 予備費	1,000
歳出合計		182,378

第12号議案

平成30年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成30年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,524千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		71,524 ^{千円}
	1 繰 入 金	1,520
	2 繰 越 金	32,926
	3 諸 収 入	37,078
歳 入 合 計		71,524

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金支出		71,524 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	70,000
	2 業務勘定支出	1,520
	3 予 備 費	4
歳 出 合 計		71,524

第13号議案

平成30年度 茨城県港湾事業特別会計予算

平成30年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,064,659千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	千円 5,903,500	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)
計	5,903,500			

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 収 入		34,064,659 ^{千円}
	1 使 用 料	1,492,839
	2 財 産 収 入	430,289
	3 繰 入 金	2,378,875
	4 繰 越 金	2,000
	5 諸 収 入	23,857,156
	6 県 債	5,903,500
歳 入 合 計		34,064,659

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 費		34,064,659 ^{千円}
	1 港 湾 総 務 費	188,877
	2 港 湾 管 理 費	1,582,059
	3 港 湾 振 興 費	38,668
	4 港 湾 建 設 費	26,714,946
	5 公 債 費	5,538,109
	6 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		34,064,659

第14号議案

平成30年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

平成30年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,552,839千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 3,596,100	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
土地区画整理関連事業	317,900			
計	3,914,000			

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 土地区画整理事業収入		27,552,839 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	25
	2 国庫支出金	957,350
	3 負担金	359,271
	4 財産収入	13,627,789
	5 繰入金	7,522,569
	6 繰越金	272,202
	7 諸収入	899,633
	8 県債	3,914,000
歳 入 合 計		27,552,839

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		27,552,839 ^{千円}
	1 伊奈・谷和原開発事業費	1,651,118
	2 T X 沿線開発事業費	12,217,360
	3 島名・福田坪開発事業費	3,956,497
	4 上河原崎・中西開発事業費	3,818,667
	5 阿見・吉原開発事業費	5,909,197
歳 出 合 計		27,552,839

第15号議案

平成30年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 中央病院事業

(1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

(2) 患者数

入院	1日平均	424人	年間	154,760人
外来	1日平均	1,036人	年間	252,784人

2 こころの医療センター事業

(1) 病床数

精神病床数 537床 (稼働病床数276床)

(2) 患者数

入院	1日平均	241人	年間	87,965人
外来	1日平均	302人	年間	73,688人

3 こども病院事業

(1) 病床数

一般病床数 115床

(2) 患者数

入院	1日平均	109人	年間	39,785人
外来	1日平均	218人	年間	53,192人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 本庁事業収益	123,435千円
第1項 医業外収益	123,435千円
第2款 中央病院事業収益	19,702,932千円
第1項 医業収益	16,430,338千円
第2項 医業外収益	3,262,594千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,194,411千円
第1項 医業収益	3,104,858千円
第2項 医業外収益	1,088,553千円

第3項 特別利益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,299,636千円
第1項 医業収益	36,137千円
第2項 医業外収益	1,262,499千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	123,435千円
第1項 医業費用	120,434千円
第2項 医業外費用	10千円
第3項 特別損失	2,991千円
第2款 中央病院事業費用	19,466,582千円
第1項 医業費用	19,306,396千円
第2項 医業外費用	140,186千円
第3項 特別損失	10,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業費用	4,202,323千円
第1項 医業費用	4,117,250千円
第2項 医業外費用	58,706千円
第3項 特別損失	25,367千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,255,579千円
第1項 医業費用	1,190,006千円
第2項 医業外費用	63,573千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,193,888千円は、過年度分損益勘定留保資金170,128千円及び当年度分損益勘定留保資金1,023,760千円で補てんする。)

収 入

第1款 中央病院資本的収入	1,044,123千円
第1項 企業債	599,900千円
第2項 負担金	434,223千円
第3項 諸収入	10,000千円
第2款 こころの医療センター資本的収入	129,703千円
第1項 企業債	27,900千円
第2項 負担金	101,497千円
第3項 国庫補助金	306千円
第3款 こども病院資本的収入	417,590千円

第1項 企業債	220,400千円
第2項 負担金	196,937千円
第3項 国庫補助金	253千円
支 出	
第1款 中央病院資本的支出	1,875,556千円
第1項 建設改良費	1,083,453千円
第2項 償還金	786,343千円
第3項 投資	5,760千円
第2款 こころの医療センター資本的支出	248,536千円
第1項 建設改良費	44,961千円
第2項 償還金	203,395千円
第3項 投資	180千円
第3款 こども病院資本的支出	661,212千円
第1項 建設改良費	220,734千円
第2項 償還金	440,478千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立中央病院整備事業	千円 599,900	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立こころの医療センター整備事業	27,900			
県立こども病院整備事業	220,400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 13,091,680千円

(2) 交際費 610千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業

薬品	2,879,654千円
給食材料	52,183千円
燃料	46,924千円
計	2,978,761千円

2 こころの医療センター事業

薬品	165,002千円
診療材料	32,923千円
燃料	941千円
計	198,866千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療機器	磁気共鳴断層撮影装置	1 式

平成30年 2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第16号議案

平成30年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	33市町村 2企業団
(2) 年間総給水量	137,600,255m ³
(3) 1日平均給水量	376,987m ³
(4) 建設改良費	
県南広域水道事業	5,655,187千円
鹿行広域水道事業	713,684千円
県西広域水道事業	2,330,207千円
県中央広域水道事業	651,136千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	19,422,382千円
第1項 営業収益	17,099,295千円
第2項 営業外収益	2,298,412千円
第3項 特別利益	24,675千円
支 出	
第1款 事業費用	18,593,569千円
第1項 営業費用	17,478,458千円
第2項 営業外費用	1,077,811千円
第3項 特別損失	25,300千円
第4項 予備費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,354,705千円は、過年度分損益勘定留保資金7,916,439千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額438,266千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	4,211,101千円
第1項 国庫補助金	798,329千円
第2項 企業債	2,028,500千円
第3項 出資金	626,000千円
第4項 負担金	287,875千円
第5項 他会計補助金	195,641千円

第6項 固定資産売却代金	10千円
第7項 長期借入金	274,746千円
支 出	
第1款 資本的支出	12,565,806千円
第1項 建設改良費	9,350,214千円
第2項 資産購入費	143,610千円
第3項 償還金	3,019,640千円
第4項 補助金返還金	52,342千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南広域水道建設事業工事請負契約	平成31年度	545,533 ^{千円}
県南広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	平成31年度	136,188
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	平成31年度	76,475
県西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	平成31年度	55,934

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	2,028,500 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 977,412千円
- (2) 交 際 費 478千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、358,699千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第17号議案

平成30年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	256事業所
(2) 年間総給水量	323,487,985 ^{m³}
(3) 1日平均給水量	886,268 ^{m³}
(4) 建設改良費	
那珂川工業用水道事業	227,291千円
鹿島工業用水道事業	2,347,711千円
県南西広域工業用水道事業	2,063,877千円
県央広域工業用水道事業	158,017千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	13,572,449千円
第1項 営業収益	12,049,670千円
第2項 営業外収益	1,522,779千円
支 出	
第1款 事業費用	11,360,104千円
第1項 営業費用	10,548,451千円
第2項 営業外費用	801,153千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,980,909千円は、過年度分損益勘定留保資金5,519,660千円、当年度分消費税等資本的収支調整額173,859千円及び建設改良積立金287,390千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,347,854千円
第1項 国庫補助金	307,300千円
第2項 企業債	1,892,000千円
第3項 負担金	148,554千円
支 出	
第1款 資本的支出	8,328,763千円
第1項 建設改良費	4,796,896千円

第2項 資産購入費	7,026千円
第3項 償還金	3,127,413千円
第4項 基金積立金	397,428千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南西広域工業用水道建設事業工事請負契約	平成31年度	392,000 ^{千円}
那珂川工業用水道事業運転管理業務委託契約	自平成31年度 至平成35年度	690,467
県央広域工業用水道事業運転管理業務委託契約	自平成31年度 至平成35年度	585,091

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業	1,892,000 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 648,924千円
- (2) 交 際 費 296千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第18号議案

平成30年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 格納庫事業	
賃貸収益	41,253千円
賃貸棟数	2棟
(2) 土地造成事業	
稲敷土地造成事業	
土地造成費	408,499千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 格納庫事業収益	42,798千円
第1項 営業収益	42,777千円
第2項 営業外収益	21千円
第2款 土地造成事業収益	56,362千円
第1項 営業収益	56,120千円
第2項 営業外収益	242千円
支 出	
第1款 格納庫事業費用	32,612千円
第1項 営業費用	30,334千円
第2項 営業外費用	1,678千円
第3項 特別損失	100千円
第4項 予備費	500千円
第2款 土地造成事業費用	53,317千円
第1項 営業費用	50,902千円
第2項 営業外費用	1,215千円
第3項 特別損失	200千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額408,499千円は、過年度分損益勘定留保資金408,499千円で補てんする。)

支 出	
第1款 土地造成事業資本的支出	408,499千円
第1項 土地造成費	408,499千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 職員給与費等 | 18,292千円 |
| (2) 交 際 費 | 11千円 |

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第19号議案

平成30年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 年間総処理水量 | 45,512,062m ³ |
| (2) 1日平均処理水量 | 124,691m ³ |
| (3) 処理区域 | 神の池東部地区, 神の池西部地区, 波崎地区 |
| (4) 建設改良費 | 1,858,915千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	3,682,126千円
第1項 営業収益	3,016,900千円
第2項 営業外収益	588,513千円
第3項 特別利益	76,713千円

支 出	
第1款 事業費用	3,567,041千円
第1項 営業費用	3,290,084千円
第2項 営業外費用	80,915千円
第3項 特別損失	195,042千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,579,149千円は、過年度分損益勘定留保資金1,489,294千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額89,855千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	682,172千円
第1項 国庫補助金	649,162千円
第2項 負担金	33,000千円
第3項 固定資産売却代金	10千円

支 出	
第1款 資本的支出	2,261,321千円
第1項 建設改良費	1,858,915千円
第2項 資産購入費	48,389千円
第3項 償還金	354,017千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	平成31年度	46,200 ^{千円}

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 職員給与費等 | 201,573千円 |
| (2) 交 際 費 | 30千円 |

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第20号議案

平成30年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	122,350,000m ³
(2) 1日平均処理水量	335,205m ³
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	2,830,950千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,409,539千円
第1項 営業収益	7,753,616千円
第2項 営業外収益	9,539,342千円
第3項 特別利益	116,581千円
支 出	
第1款 事業費用	17,339,406千円
第1項 営業費用	16,698,211千円
第2項 営業外費用	526,186千円
第3項 特別損失	107,009千円
第4項 予備費	8,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,290,458千円は、過年度分損益勘定留保資金1,588,034千円、当年度分損益勘定留保資金655,608千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額46,816千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,632,926千円
第1項 国庫補助金	1,387,489千円
第2項 企業債	1,582,700千円
第3項 負担金	602,240千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	60,417千円
支 出	
第1款 資本的支出	5,923,384千円
第1項 建設改良費	2,830,950千円
第2項 資産購入費	39,949千円

第3項 償 還 金 2,901,799千円

第4項 基金積立金 150,686千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	平成31年度	334,000 ^{千円}
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	平成31年度	675,500
那珂久慈流域下水道工事請負契約	平成31年度	314,509
霞ヶ浦水郷流域下水道工事請負契約	平成31年度	104,000
利根左岸さしま流域下水道工事請負契約	平成31年度	297,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	1,582,700 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 513,325千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,952,944千円である。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

条例・その他

第21号議案

茨城県職員定数条例の一部を改正する条例

茨城県職員定数条例（昭和35年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「1,110人」を「1,200人」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第22号議案

茨城県行政組織条例の一部を改正する条例

茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 政策企画部
- (3) 県民生活環境部

第2条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を削り、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (6) 営業戦略部
- (7) 産業戦略部

第2条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 防災・危機管理部

第3条第2号中「企画部」を「政策企画部」に改め、同号イ中「総合開発」を「重要政策の企画及び調整」に改め、同号に次のように加える。

- ウ 地域振興に関すること。
- エ 知事から特に命ぜられた事務に関すること。

第3条第3号中「生活環境部」を「県民生活環境部」に改め、同号ア中「消費生活その他」を削り、「県民生活」の次に「の安定及び向上」を加え、同号中イを削り、ウをイとし、同条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同条第5号中「商工労働観光部」を「産業戦略部」に改め、同号ア中「及び工業」を「、工業及びその他の産業（他の部及び局の所管に属するものを除く。）」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エを削り、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 営業戦略部

- ア 県産品の流通及び販売対策、観光並びに広報に関すること。
- イ 県外及び海外の企業等の誘致、県内の企業等の海外における展開の支援等に関すること。
- ウ 県政の推進に係る情報収集及び連絡調整に関すること。

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 防災・危機管理部

- ア 防災及び危機管理に関すること。
- イ 消防に関すること。

別表 1 知事の附属機関の表を次のように改める。

1 知事の附属機関

付 属 機 関 名	担 任 事 項
茨 城 県 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会	次の事項を審査し、及び調査審議すること。 1 茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）の施行に関する重要事項 2 茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）の施行に関する重要事項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項のうち、

	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する事項
茨城県特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額の改定について審議すること。
茨城県地下水利用審査会	茨城県地下水の採取の適正化に関する条例（昭和51年茨城県条例第71号）の施行に関する重要事項を審査し、及び調査審議すること。
茨城県消費生活審議会	茨城県消費生活条例（昭和50年茨城県条例第51号）の施行に関する重要事項を調査審議し、並びに同条例の定めるところにより、消費者からの苦情に係る紛争についてあつせん及び調停を行うこと。
茨城県文化審議会	茨城県文化振興条例（平成27年茨城県条例第63号）に規定する事項その他の文化の振興に関し必要と認める事項について調査審議すること。
茨城県男女共同参画審議会	茨城県男女共同参画推進条例（平成13年茨城県条例第1号）に規定する事項その他の男女共同参画に関し必要と認める事項について調査審議すること。
茨城県環境影響評価審査会	茨城県環境影響評価条例（平成11年茨城県条例第7号）に規定する事項その他の環境影響評価に関し必要と認める事項について調査審議すること。
茨城県原子力審議会	次の事項を調査審議すること。 1 原子力施策の基本方針 2 原子力の開発及び利用促進 3 放射線障害の防止対策 4 その他原子力に関し必要な事項
茨城県青少年健全育成審議会	青少年の健全な育成に関する重要事項及びその総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。
茨城県大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗の立地に伴う周辺地域の生活環境に関する重要事項を調査審議すること。
茨城県農政審議会	農林業に関する基本的施策について総合的に調査審議すること。
茨城県卸売市場審議会	次の事項を調査審議すること。 1 茨城県卸売市場整備計画に関する事項 2 その他卸売市場に関する重要事項
茨城県景観審議会	次の事項を調査審議すること。 1 景観形成に関する重要事項 2 屋外広告物に関する重要事項 3 風致地区内における建築行為等の規制に関する重要事項

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第23号議案

茨城県特別会計条例の一部を改正する条例

茨城県特別会計条例（昭和39年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(14) 茨城県国民健康保険特別会計

国民健康保険事業

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第24号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の16の項及び19の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表の22の項及び24の項中「1,800円」を「1,900円」に改め、同表中31の5の項を31の6の項とし、31の4の項の次に次のように加える。

31の5 土壌汚染対策法第27条の2第1項、第27条の3第1項又は第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	汚染土壌処理業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	120,000円
---	-----------------------------	----------

別表第1の33の7の項の次に次のように加える。

33の8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	147,000円
33の9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例変更認定申請手数料	134,000円

別表第1の48の12の項中「75,000円」を「67,000円」に改め、同表の286の項中「19,000円」を「17,000円」に改め、同表の297の項中「37,700円」を「33,900円」に改め、同表の298の項中「17,000円」を「15,000円」に改め、同表の346の項中「700円」を「1,000円」に改め、「4,500円」の次に「、牛白血病に係るものにあつては1頭につき1,020円」を加え、「70円」を「100円」に改め、同表の348の項中「310円」を「460円」に、「230円」を「340円」に、「つき20円」を「つき30円」に、「520円」を「780円」に改め、同表の350の項中「150円」を「230円」に改め、同表の426の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表の429の項、435の項、437の2の項、438の項、443の項及び450の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2の15の項中「180円」を「160円」に、「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に、「90円」を「80円」に改める。

別表第4 (1) 検査手数料の表を次のように改める。

(1) 検査手数料

検査項目	金額	備考
1 血液検査		
(1) 肉眼的検査	1件につき420円	急速凝集反応、ヘマトクリット法、血色素測定等 血球計算、住血寄生虫（原虫を含む。）検査等
(2) 顕微鏡検査	1件につき870円	
2 血清学的検査		
(1) エライザ検査	1件につき1,020円	エライザ法による牛の検査
(2) その他の血清学的検査	1件につき870円	試験管凝集反応、補体結合反応、寒天ゲル内沈降反応、中和試験等

3 病理学的検査		
(1) 肉眼的検査	1 件につき1,140円	病理解剖を含む。 細菌感受性検査，細胞分離培養等 ウイルス同定，ウイルス分離等 総たん白質量，糖量，尿素窒素量，肝機能等の検査 無染色及び普通染色の顕微鏡検査 肉眼及び顕微鏡検査
(2) 組織学的検査	1 件につき1,390円	
4 細菌学的検査	1 件につき2,280円	
5 ウイルス学的検査	1 件につき2,280円	
6 生化学的検査	1 件につき1,140円	
7 微生物簡易検査	1 件につき580円	
8 寄生虫検査	1 件につき450円	
9 遺伝子検査		
(1) 定性検査	1 件につき5,300円	
(2) 定量検査	1 件につき8,100円	

別表第5の2の項中「5,000円」を「6,500円」に、「3,400円」を「4,500円」に、「2,700円」を「3,600円」に改め、同表の3の項中「5,000円」を「5,700円」に、「3,400円」を「3,800円」に改め、同表の10の項中「16,900円」を「17,700円」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1の16の項、19の項、22の項及び24の項並びに別表第5の2の項及び3の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第25号議案

茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第1条 茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例（平成15年茨城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「とき」を「とき。次項において同じ。）」に、「この条」を「この項」に改め、「いう。）」の次に「又は新增設法人と実質的に同一と認められる法人であって規則で定めるもの」を加え、「又はその敷地である土地」及び「（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 法人が県内において事務所又は事業所の新設又は増設をした場合で、その新設又は増設が前条第1項各号のいずれにも該当するときは、県税条例の規定にかかわらず、当該法人又は当該法人と実質的に同一と認められる法人であって前項の規則で定めるものによる当該事務所又は事業所に係る家屋の敷地である土地を含む当該事務所又は事業所に係る事業の用に供する一団の土地の取得（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地において当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。

第3条第4項中「とき」を「とき。次項において同じ。）」に、「同項」とあるのは「第1項」を「前条第1項各号のいずれにも」とあるのは「前条第1項第1号に」に改める。

第5条第1項中「第3条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は」を「第3条第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は」に、「（同条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は」を「又は」に、「（同条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の」を「の規定の」に改め、同条第4項中「含む。）」を「含む。次項において同じ。）」に改め、「及びその敷地である土地」を削り、同条に次の1項を加える。

5 過疎県税条例第4条第1項の規定の適用を受けることができる家屋の敷地である土地を含む過疎県税条例第2条の2第1項に規定する原子力特措法対象事業の用に供する一団の土地又は地方活力県税条例第3条第1項の規定の適用を受けることができる家屋の敷地である土地を含む地方活力県税条例第2条第1項に規定する特定業務施設若しくは地方活力県税条例第4条第1項に規定する条例対象業務施設に係る事業の用に供する一団の土地の取得に対する第3条第2項の規定の適用については、同項中「県税条例の規定にかかわらず、当該法人」とあるのは「当該法人」と、「対しては、不動産取得税を課さない」とあるのは「対して課する不動産取得税については、当該税額から当該税額として県税条例の定めるところにより計算した額から当該家屋の敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税額として県税条例の定めるところにより計算した額を控除した額と当該家屋の敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税額として県税条例及び過疎県税条例第4条第1項又は地方活力県税条例第3条第1項（地方活力県税条例第6条において準用する場合を含む。）の定めるところにより計算した額との合計額を控除する」とする。
付則第3項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

付則第5項中「第3条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を「第3条第1項」に改め、「土地」の次に「を含む当該事務所又は事業所に係る事業の用に供する一団の土地」を加える。

付則第6項中「第3条第2項」を「第3条第1項」に改める。

第2条 茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。
第2条を削る。

第3条第1項中「において事務所又は事業所」の次に「（製造業、情報通信業、運輸業、卸売業その他規則で定める事業の用に供するものに限る。第4項を除き、以下同じ。）」を加え、「前条第1項各号」を「次の各号」に、「同条第2項

に規定する」を「地方公共団体その他公共的団体が造成した工業団地内におけるものその他の規則で定める事務所又は事業所の新設又は増設に該当するものである」に、「同条第1項第1号」を「第1号」に、「家屋の取得」を「家屋（地方税法第73条第3号に規定する家屋をいう。以下同じ。）の取得」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 合併、分割その他の規則で定める事由又は県内における事務所若しくは事業所の移転（当該移転後の事務所又は事業所に係る家屋のうち新增設法人が事業の用に供する部分の延べ面積が当該移転前の事務所又は事業所に係る家屋のうち新增設法人が事業の用に供していた部分の延べ面積を超えないものに限る。）によるものでないとき。
- (2) 規則で定めるところにより算定した新增設法人の従業者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）に限る。）の数を5人以上増加させるものであるとき。

第3条第2項中「前条第1項各号」を「前項各号」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 第1項（第2号を除く。）、第2項及び前項の規定は、法人が県内において電気・ガス・熱供給業（規則で定めるものに限る。）その他規則で定める事業の用に供する事務所又は事業所の新設又は増設をした場合について準用する。この場合において、第1項中「製造業、情報通信業、運輸業、卸売業その他規則で定める事業の用に供するものに限る。第4項を除き、以下」とあるのは「電気・ガス・熱供給業（規則で定めるものに限る。）その他規則で定める事業の用に供するものに限る。以下この項から第3項までにおいて」と、「次の各号のいずれにも該当するとき（当該事務所又は事業所の新設又は増設が地方公共団体その他公共的団体が造成した工業団地内におけるものその他の規則で定める事務所又は事業所の新設又は増設に該当するものである場合にあっては、第1号に該当するとき。次項において同じ。）」とあるのは「第1号に該当するとき」と、第2項中「前項各号のいずれにも」とあるのは「前項第1号に」と読み替えるものとする。

第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条第1項中「第3条第1項及び」を「第2条第1項及び」に改め、「。以下「復興県税条例」という。」を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「地方活力県税条例第3条第1項（地方活力県税条例第6条において準用する場合を含む。次項）」を「茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号。以下「地方活力県税条例」という。）第3条第1項（地方活力県税条例第6条において準用する場合を含む。次項）」に、「第3条第1項の規定」を「第2条第1項の規定」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「第3条第2項」を「第2条第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第4条とする。

付則第4項中「第2条第5項」を「第2条第4項」に改める。

付則第5項及び付則第6項中「第3条第1項」を「第2条第1項」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例付則第3項の改正規定
公布の日
 - (2) 第1条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次項の規定 平成30年4月1日
 - (3) 第2条及び付則第3項の規定 平成31年4月1日

（経過措置）

- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例第3条の規定は、平成30年4月1日以後に同条の規定の適用を受ける事務所又は事業所に係る家屋又はその敷地である土地を含む当該事務所又は事業所に係る事業の用に供する一団の土地を取得する法人の当該取得に係る不動産取得税について適用し、同日前に同号に掲げる規定による改正前の茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための

県税の特別措置に関する条例第3条の規定の適用を受ける事務所又は事業所に係る家屋又はその敷地である土地を取得する法人の当該取得に係る不動産取得税の課税免除については、なお従前の例による。

- 3 平成31年4月1日前に法人又は当該法人と実質的に同一と認められる法人であって第2条の規定による改正前の茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第3条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定めるものが県内の土地について所有権、地上権、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を取得した場合で、当該法人が当該権利を取得した日から3年を経過する日までに当該土地において改正前の条例第2条第1項又は第5項に規定する事務所又は事業所の新設又は増設をするときにおける当該法人の当該事務所又は事業所の新設又は増設をした日の属する事業年度の開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度分の事業税の課税免除については、なお従前の例による。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第26号議案

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部 を改正する条例

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改め、「を整備する事業」を削り、「当該事業」を「当該特定業務施設に係る事業」に改める。

第5条第1項中「において条例対象事業」を「において条例対象業務施設」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「当該条例対象事業」を「当該条例対象業務施設に係る事業」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第27号議案

つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例（平成3年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第8条中第5号を削り，第6号を第5号とする。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第28号議案

茨城県国民健康保険条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 茨城県国民健康保険運営協議会（第3条―第5条）
- 第3章 国民健康保険保険給付費等交付金（第6条・第7条）
- 第4章 国民健康保険事業費納付金（第8条―第19条）
- 第5章 雑則（第20条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により設置された県の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営、法第75条の2第1項の規定に基づく国民健康保険保険給付費等交付金の交付並びに法第75条の7第1項の規定に基づく国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

第2章 茨城県国民健康保険運営協議会

（協議会の名称）

第3条 協議会の名称は、茨城県国民健康保険運営協議会とする。

（委員の定数）

第4条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等被保険者を代表する委員 2人

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、前条各号に掲げる委員各1人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金

（普通交付金の交付）

第6条 普通交付金は、市町村に対し、当該市町村による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用を勘案して、知事が別に定めるところにより交付する。

(特別交付金の交付)

第7条 特別交付金は、市町村に対し、次に掲げる額の合算額について、知事が別に定めるところにより交付する。

- (1) 法第72条第1項の規定による調整交付金の額のうち、当該市町村の災害その他特別の事情に応じて交付される額
- (2) 法第72条第3項の規定による交付金の額のうち、当該市町村が行う被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る取組に応じて交付される額
- (3) 法第72条の2第1項の規定による繰入金の額のうち、知事が別に定めるところにより、当該市町村における財政の状況その他の事情に応じた交付に充てられる額
- (4) 法第72条の5第1項の規定による負担金の額及び同条第2項の規定による繰入金の額の合算額のうち、当該市町村の特定健康診査等に要する費用に係る額

第4章 国民健康保険事業費納付金

(納付金の徴収)

第8条 県は、市町村から納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知するものとする。

- 2 納付金の額は、令及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(平成29年厚生労働省令第111号)並びに次条から第19条までに定めるところにより算定するものとする。
- 3 納付金は、毎年度7月から翌年3月までの各月において、知事が別に定めるところにより、分割して徴収するものとする。

(医療費指数反映係数)

第9条 医療費指数反映係数は、各市町村に係る一般納付金基礎額に市町村間における年齢調整後医療費指数の格差が完全に反映される数とする。

(年齢調整後医療費指数)

第10条 年齢調整後医療費指数は、令第9条第4項第1号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数)

第11条 一般納付金所得係数は、令第9条第5項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数とする。

(一般納付金所得等割合)

第12条 一般納付金所得等割合は、令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第13条 一般納付金被保険者数等割合は、令第9条第7項第1号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第14条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、令第10条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第15条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第16条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、令第10条第5項第1号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第17条 介護納付金納付金所得係数は、令第11条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数とする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第18条 介護納付金納付金所得等割合は、令第11条第4項第1号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第19条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、令第11条第5項第1号に掲げる数とする。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令附則第4条第1項が適用される場合における第10条から第12条まで、第14条及び第15条の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	令第9条第4項第1号	令附則第4条第1項の規定により読み替えられた令第9条第4項第1号
第11条	令第9条第5項第1号	令附則第4条第1項の規定により読み替えられた令第9条第5項第1号
第12条	令第9条第6項第1号	令附則第4条第1項の規定により読み替えられた令第9条第6項第1号
第14条	令第10条第3項第1号	令附則第4条第1項の規定により読み替えられた令第10条第3項第1号
第15条	令第10条第4項第1号	令附則第4条第1項の規定により読み替えられた令第10条第4項第1号

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第29号議案

茨城県国民健康保険財政安定化基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の2第1項の規定により設置された茨城県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の管理及び処分並びに運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立金)

第2条 基金に積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金若しくは信託又は確実な有価証券の購入により運用するものとする。

(処分)

第4条 基金は、基金事業貸付金（法第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金をいう。以下同じ。）の貸付け、基金事業交付金（同項第2号に掲げる事業に係る交付金をいう。以下同じ。）の交付及び同条第2項の規定による取崩しを行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(償還方法)

第6条 市町村は、基金事業貸付金の貸付けを受けたときは、貸付けを受けた年度の基金事業貸付金について、その総額を3で除して得た金額を当該年度の翌々年度以降の3年間の各年度において償還するものとする。ただし、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「令」という。）第14条第5項ただし書の規定により償還期限が延長された場合における償還方法については、知事が定めるところによる。

2 前項の規定は、市町村が基金事業貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することを妨げない。

(償還期限等)

第7条 前条の規定による償還は、知事が定める期限までに行うものとする。

2 市町村は、基金事業貸付金の貸付けを受けた場合において令第14条第5項に規定する償還期限までに基金事業貸付金の償還を行わなかったときは、償還すべき額にその償還期限の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額を加算して償還しなければならない。

(繰上償還)

第8条 知事は、基金事業貸付金を貸し付けた場合において市町村が知事が定める貸付条件に従わなかったときは、当該市町村が償還すべき基金事業貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(交付の要件)

第9条 令第17条第1項に規定する条例で定める特別の事情は、災害その他の多数の被保険者の生活に著しい影響を及ぼす事情とする。

(抛出金の徴収)

第10条 法第81条の2第4項に規定する財政安定化基金抛出金（以下「抛出金」という。）の徴収は、基金事業交付金の交付を行った年度の翌々年度において行うものとする。ただし、当該年度において徴収することが困難であると認めら

れる場合にあつては、この限りでない。

- 2 拠出金の額の総額は、令第22条第2項の規定に基づき知事が定める額とする。
- 3 拠出金は、当該拠出金に係る基金事業交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。

(拠出金の納期限等)

第11条 拠出金の納期限は、知事が定める。

- 2 知事は、市町村が納期限までに拠出金の納付を行わなかったときは、当該市町村が納付すべき額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額を加算して納付させることができる。

(基金への繰入れ)

第12条 法第81条の2第2項の規定により基金を取り崩したときは、当該取り崩した年度の翌々年度の初日から当該日の属する年の2年後の年の4月1日の属する年度の末日までに、その取り崩した額に相当する額を基金に繰り入れるものとする。ただし、災害その他特別の事情により繰入れに要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であることにつきやむを得ない理由があると認められる場合は、当該取り崩した年度の初日の属する年の7年後の年の4月1日の属する年度の末日まで繰入れ期限を延期することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(茨城県国民健康保険財政安定化基金条例の廃止)
- 2 茨城県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年茨城県条例第18号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
(旧条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置されている茨城県国民健康保険財政安定化基金は、基金とみなす。
(平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間における処分の特例)
- 4 基金は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間、第4条の規定にかかわらず、法附則第25条に規定する資金の交付を行う場合においても、その一部を処分することができる。
(第7条第2項及び第11条第2項に規定する割合の特例)
- 5 当分の間、第7条第2項及び第11条第2項に規定する年14.5パーセントの割合は、当該各項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第30号議案

茨城県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例

茨城県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年茨城県条例第69号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第31号議案

医療法に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例

医療法に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「，総務省」及び「，財務省，林野庁」を削り，同号イ中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め，同項第2号中「，無菌病室又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室（以下「放射線治療病室等」という。）の病床であって，放射線治療病室等の入院患者が当該放射線治療病室等における治療の終了後に入院するために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されているもの」を「の病床」に改める。

付 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。ただし，第3条第1項第1号ア及びイの改正規定は，公布の日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第32号議案

介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 人員に関する基準（第4条）
- 第3章 施設及び設備に関する基準（第5条・第6条）
- 第4章 運営に関する基準（第7条—第42条）
- 第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設，設備及び運営に関する基準
 - 第1節 この章の趣旨及び基本方針（第43条・第44条）
 - 第2節 施設及び設備に関する基準（第45条・第46条）
 - 第3節 運営に関する基準（第47条—第55条）
- 第6章 雑則（第56条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）で使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

第4条 介護医療院に置くべき従業者は、医師のほか、次に掲げる者とする。

- (1) 薬剤師
- (2) 看護職員
- (3) 介護職員
- (4) 理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士
- (5) 栄養士
- (6) 介護支援専門員
- (7) 診療放射線技師

(8) 調理員，事務員その他の従業者

2 前項各号に掲げる従業者の員数は，規則で定める。

3 介護医療院の従業者は，専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし，介護医療院（ユニット型介護医療院（第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き，入所者の処遇に支障がない場合には，この限りでない。

4 介護医療院の介護支援専門員は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，入所者の処遇に支障がない場合には，当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし，介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され，入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。）の職務に従事する場合であって，当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がないときには，当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。

第3章 施設及び設備に関する基準

（施設）

第5条 介護医療院は，療養室，診察室，処置室，機能訓練室のほか，談話室，食堂，浴室，レクリエーション・ルーム，洗面所，便所，サービス・ステーション，調理室，洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を有しなければならない。

2 前項に規定する施設は，規則で定める基準に適合しなければならない。

3 第1項に掲げる施設は，専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし，入所者の処遇に支障がない場合には，この限りでない。

（構造設備の基準）

第6条 介護医療院の構造設備の基準は，次のとおりとする。

(1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない付属の建物を除く。以下同じ。）は，耐火建築物でなければならない。ただし，次に掲げる要件をいずれも満たす2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては，準耐火建築物とすることができる。

ア 当該介護医療院が次のいずれかの要件を満たすものであること。

(ア) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この項において「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(イ) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって，次に掲げる全ての要件を満たすこと。

a 第32条第1項の規定による計画が，必要に応じて，当該介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長の指導助言を受けたものであること。

b 第32条第2項の規定による訓練が，昼間及び夜間において行われるものであること。

c 火災時における避難，消火等の協力を得ることができるよう，地域住民等との連携体制が整備されていること。

イ 当該介護医療院の建物が建築物の敷地，構造又は建築設備に関する法令（条例を含む。次項第2号において同じ。）に適合しているものであること。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は，屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けなければならない。

(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は，避難に支障がないように避難階段を2以上設けなければならない。ただし，前号の直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は，その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 前3号に掲げるもののほか，規則で定める基準を満たさなければならない。

2 前項第1号の規定にかかわらず，介護医療院の建物が木造かつ平屋建ての建物である場合において，当該介護医療院

が次に掲げる要件をいずれも満たすときは、当該介護医療院の建物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) 知事が、火災の予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、当該介護医療院が次のいずれかの要件を満たし、かつ、火災に対し入所者の安全性が確保されていると認めたものであること。

ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

ウ 建物の構造が避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なものとなっており、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能な体制が整備されていること。

(2) 当該介護医療院の建物が建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令に適合しているものであること。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、第30条第1項に規定する従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、同項に規定する重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、介護医療院は、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

3 電磁的方法は、入所申込者又はその家族が当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

4 第2項後段の承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び第2項後段の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 介護医療院は、正当な理由がなく、介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第12条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供しなければならない。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第13条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けることができる。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前2項に定める場合において入所者から支払を受ける額のほか規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 介護医療院は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した書面を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第16条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、かつ、画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、適切に指導又は説明を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。
- 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第17条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。

- 2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者等から、当該施設サービス計画の案の内容について、専門的な見地からの意見を求めなければならない。
- 7 計画担当介護支援専門員は、第5項に規定する施設サービス計画の案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、書面により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、モニタリングを行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行わなければならない。
- 10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、定期的に入所者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者等から、施設サービス計画の変更の必要性について、専門的な見地からの意見を求めなければならない。
 - (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上必要な診療を行うこと。
- (2) 常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法、新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。
- (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、入所者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関その他適切な医療機関への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等適切な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を医療機関に通院させてはならない。
- 3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を医療機関に通院させる場合には、当該医療機関の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した医療機関の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、入所者が自立して排せつをすることができるよう必要な援助を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 介護医療院は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 介護医療院は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 7 介護医療院は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を

受けさせてはならない。

(食事の提供)

第22条 介護医療院は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 介護医療院は、入所者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事を摂ることができるように努めなければならない。

(相談及び援助)

第23条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第24条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が、正当な理由なく介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、その旨を市町村に情報提供しなければならない。

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設若しくはサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第27条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りではない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

(3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(4) 第38条第3項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(5) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

(運営規程)

第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第35条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) I型療養床に係る入所定員の数、II型療養床に係る入所定員の数及びその合計数
- (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要事項
(勤務体制の確保等)

第30条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第31条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超過して入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(災害対策)

第32条 介護医療院は、火災、地震、風水害等の災害が発生した場合において、円滑かつ迅速な避難、救護等を確保するため、あらかじめ、関係機関への通報、避難誘導、救護活動等に関する具体的な計画を定め、当該計画を定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 介護医療院は、災害に備えるため、定期的に避難、救護等の訓練を行わなければならない。
- 3 介護医療院は、消火設備その他の災害に際し必要な設備を設けなければならない。
- 4 介護医療院は、食品、飲料水、医薬品その他災害に際し必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。
- 5 介護医療院は、災害対策を推進するに当たっては、地域住民、他の社会福祉施設等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。
(衛生管理等)

第33条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。
- 3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託しようとするときは、当該業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として規則で定める基準に適合するものに委託しなければならない。
 - (1) 人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査の業務
 - (2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
 - (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
 - (4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）
(医療機関との連携)

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、入所者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、規則で定めるところにより、入所者が歯科医療を必要とした際に連携協力ができる歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、第30条第1項に規定する従業員の勤務の体制、前条の医療機関等、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第36条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ書面により入所者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応)

第38条 介護医療院は、入所者又はその家族から、その提供した介護医療院サービスに関する苦情があったときは、その苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情の申出を受けるために、苦情の処理の体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、第1項の苦情の申出を受けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第39条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力により、地域との交流を図るように努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に情報の提供を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第42条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、介護医療院サービスを

提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 第12条第4項の規定による記録
- (3) 第13条第2項の規定による記録
- (4) 第16条第5項の規定による記録
- (5) 第25条の規定による市町村への情報提供に係る記録
- (6) 第38条第3項の規定による記録
- (7) 第40条第3項の規定による記録

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第43条 第3条、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。

第45条第1項第1号及び第50条第4項において同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第44条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 施設及び設備に関する基準

(施設)

第45条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設を設けなければならない。

- (1) ユニットには、療養室のほか、共同生活室、洗面設備及び便所を設けなければならない。
- (2) 前号に掲げるもののほか、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を設けなければならない。
- 2 前項各号に規定する施設は、規則で定める基準に適合しなければならない。
- 3 第1項第2号の機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(設備構造の基準)

第46条 前条に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない付属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次に掲げる要件をいずれも満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア 当該ユニット型介護医療院が次のいずれかの要件を満たすものであること。

㏍ 療養室その他の入居者の療養生活に充てられる施設（以下この項において「療養室等」という。）を2階及び

地階のいずれにも設けていないこと。

(イ) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- a 第55条において準用する第32条第1項の規定による計画が、必要に応じて、当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長の指導助言を受けたものであること。
- b 第55条において準用する第32条第2項の規定による訓練が、昼間及び夜間において行われるものであること。
- c 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制が整備されていること。

イ 当該ユニット型介護医療院の建物が建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令（条例を含む。次項第2号において同じ。）に適合しているものであること。

- (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けなければならない。
- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けなければならない。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たさなければならない。

2 前項第1号の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院の建物が木造かつ平屋建ての建物である場合において、当該ユニット型介護医療院が次に掲げる要件をいずれも満たすときは、当該ユニット型介護医療院の建物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) 知事が、火災の予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、当該ユニット型介護医療院が次のいずれかの要件を満たし、かつ、火災に対し入居者の安全性が確保されていると認めたものであること。

ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

ウ 建物の構造が避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なものとなっており、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能な体制が整備されていること。

(2) 当該ユニット型介護医療院の建物が建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令に適合しているものであること。

第3節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第47条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けることができる。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前2項に定める場合において入居者から支払を受ける額のほか規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 ユニット型介護医療院は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した書面を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第48条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日

常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院サービスは、入居者の私生活の平穩の確保に配慮して行われなければならない。
- 4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、適切に説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。
- 9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第49条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に依りて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に依りて、適切な方法により、入居者が自立して排せつをすることができるよう必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、褥瘡じよくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事）

第50条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に依りて、適切な方法により、入居者が自立して食事をすることができるよう必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の

状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第51条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第52条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) I型療養床に係る入居定員の数、II型療養床に係る入居定員の数及びその合計数
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要事項

(勤務体制の確保等)

第53条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第54条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第55条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、「第30条第1項」とあるのは「第53条第1項」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第55条において準用する第17条」と、同条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第3項」とあるのは「第55条において準用する第38条第3項」と

と、第28条第5号及び第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第55条において準用する第40条第3項」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、「第30条第1項」とあるのは「第53条第1項」と、「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第55条において準用する第12条第4項」と、同項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第55条において準用する第13条第2項」と、同項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第48条第7項」と、同項第5号中「第25条」とあるのは「第55条において準用する第25条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第56条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第46条第1項第1号の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項及び第46条第1項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第46条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けなければならない」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けなければならない。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 4 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設を開設した後、平成36年3月31日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第46条第1項第1号の規定は、適用しない。
- 5 前項に規定する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項及び第46条第1項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第46条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けなければならない」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けなければならない。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第33号議案

介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第66号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準(第41条―第45条)」を「第5節 共生型居宅サービスに関する基準(第40条の2・第40条の3)」に、「第5節 削除」を「第5節 共生型居宅サービスに関する基準(第112条―第129条)」に、「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準(第180条―第186条)」を「第6節 共生型居宅サービスに関する基準(第179条の2・第179条の3)」に改める。

第1条中「第70条第2項第1号」の次に「第72条の2第1項各号」を加える。

第14条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改め、同条第2項中「介護保険法に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年茨城県条例第56号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)第16条第9号」を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号」に改める。

第28条第3項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第35条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第35条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第163条第2項において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第40条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この条及び第179条の2において「障害者総合支援法」という。)第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。)の事業を行う者

が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第40条の3 第5条、第6条（第1項を除く。）及び第7条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第6条第2項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第57条中「及び第31条」を「、第31条から第35条まで及び第36条」に改める。

第61条中「第31条」の次に「から第35条まで、第36条」を加える。

第63条第6項中「第171条第10項」を「第171条第14項」に改める。

第67条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第77条中「第31条」の次に「から第35条まで、第36条」を加える。

第79条第1項を次のように改める。

指定訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業所ごとに置くべき従業者（次項において「訪問リハビリテーション従業者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医師
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

第79条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項各号に掲げる訪問リハビリテーション従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第80条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第88条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第89条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第90条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第93条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

第94条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第111条中「第37条まで」を「第35条まで、第36条、第37条」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型通所介護の基準）

第112条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第113条 第9条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条、第54条、第97条、第99条及び第100条第4項並びに前節（第111条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第113条において準用する第105条に規定する運営規程をいう。第33条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第27条及び第33条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第100条第4項中「前項ただし書の規定に基づき、第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合」とあるのは「共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第103条第2号、第104条第5項及び第106条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第110条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第113条において準用する第19条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第113条において準用する第26条」と、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第113条において準用する第37条第2項」と読み替えるものとする。

第114条から第129条まで 削除

第133条中「第37条まで」を「第35条まで、第36条、第37条」に改める。

第136条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第140条第1項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第151条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第163条第2項中「(指定居宅介護支援等基準条例第5条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)」を削る。

第166条中「第33条から」の次に「第35条まで、第36条から」を加える。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第179条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業員の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第179条の3 第10条から第13条まで、第14条第2項、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第33条から第35条まで、第36条から第39条まで、第54条、第106条、第108条、第109条、第145条及び第147条並びに第4節（第166条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第179条の3において準用する第162条に規定する運営規程をいう。第150条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第106条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第150条第1項中「第162条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第153条第3項、第154条第1項及び第161条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第165条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第179条の3において準用する第19条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第179条の3において準用する第26条」と、同項第5号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第179条の3において準用する第37条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第179条の3において準用する第38条第2項」と読み替えるものとする。第186条中「第33条から」の次に「第35条まで、第36条から」を、「静養室等」との次に「第165条第2項第2号

中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第186条において準用する第19条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第186条において準用する第26条」と、同項第5号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第186条において準用する第37条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第186条において準用する第38条第2項」とを加える。

第188条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師，薬剤師，看護職員，介護職員，理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第188条第2項中「前項」を「前2項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる短期入所療養介護従業者の員数は，規則で定める。

第189条第1項第4号中「並びに食堂」を削り，同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年茨城県条例第 号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第205条及び第213条において同じ。）に関するものを除く。）

第190条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第200条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては，利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第205条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）

第213条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては，利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第216条第9項中「介護職員の」を「介護職員のうち」に改める。

第224条中第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，規則で定める措置を講じなければならない。

第235条及び第246条中「第33条から」の次に「第35条まで，第36条から」を加える。

第253条第1号中「利用料等」を「利用料，全国平均貸与価格等」に改め，同条に次の1号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては，同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第254条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第261条及び第263条中「第34条」の次に「，第35条，第36条」を加える。

第274条中「第34条」の次に「，第35条，第36条」を，「利用者」との次に「，第32条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

付則に次の3項を加える。

12 第216条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに，当該病院等の施設を介護医療院，軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20

条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者, 要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び付則第14項において同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設, 介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員, 機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は, 規則で定める。

13 第238条の規定にかかわらず, 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が, 当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は, 規則で定める。

14 第218条及び第240条の規定にかかわらず, 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が, 当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては, 併設される介護老人保健施設, 介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより, 当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは, 当該医療機関併設型指定特定施設に浴室, 便所及び食堂を置かないことができる。

(社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームは, 身体的拘束等の適正化を図るため, 規則で定める措置を講じなければならない。

(老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第64号)の一部を次のように改正する。

第17条に次の1項を加える。

6 養護老人ホームは, 身体的拘束等の適正化を図るため, 規則で定める措置を講じなければならない。

(老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(職員の専従)

第7条 特別養護老人ホームの職員は, 専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし, 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第41条第2項(第53条において準用する場合を含む。))の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。), 特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員, 地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き, 入所者の処遇に支障がない場合は, この限りでない。

第8条中第7号を第8号とし, 第6号を第7号とし, 第5号の次に次の1項を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第13条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第23条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第35条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第37条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

(介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「」及び」を「」に」に、「場合又は指定介護老人福祉施設及び」を「場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設に」に改め、「平成18年厚生労働省令第34号」の次に「。以下「指定地域密着型サービス基準」という。」を加え、「」を併設する場合」を「以下この項において同じ。」を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「第53条第2項」を「指定地域密着型サービス基準第167条第2項」に改める。

第9条中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第48条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第52条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

(介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「場合の」の次に「介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」を加え、同条第5項中「以外の介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第4条第6項及び第5条第1項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第45条第1項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第48条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

付則第3項及び第4項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第164条―第170条）」を「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第163条の2・第163条の3）」に改める。

第164条―第170条」

第1条中「第115条の2第2項第1号」の次に「、第115条の2の2第1項各号」を加える。

第78条第1項を次のように改める。

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに置くべき従業者（次項において「介護予防訪問リハビリテーション従業者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

第78条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項各号に掲げる介護予防訪問リハビリテーション従業者の員数は、規則で定める。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第79条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第86条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第87条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第88条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第90条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常事業の実施地域

第94条第3項を削る。

第117条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第9章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第163条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護

予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。)第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい,指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において,当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は,次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を,指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が,当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため,指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第163条の3 第49条の3から第49条の6まで,第49条の7第2項,第49条の8,第49条の9,第49条の12,第50条の2,第50条の3,第52条,第53条の4から第53条の10まで,第119条の2及び第119条の4,第127条及び第129条並びに第4節(第141条を除く。)及び第5節の規定は,共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において,第53条の4中「第53条」とあるのは「第163条の3において準用する第137条」と,「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と,第119条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と,第132条第1項及び第136条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と,第140条第2項第3号中「次条において準用する第49条の12第2項」とあるのは「第163条の3において準用する第49条の12第2項」と,同項第4号中「次条において準用する第50条の3第2項」とあるのは「第163条の3において準用する第50条の3第2項」と,同項第5号中「次条において準用する第53条の8第3項」とあるのは「第163条の3において準用する第53条の8第3項」と,同項第6号中「次条において準用する第53条の9第2項」とあるのは「第163条の3において準用する第53条の9第2項」と読み替えるものとする。

第172条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師,薬剤師,看護職員,介護職員,理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第172条第3項中「第188条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第173条第1項第4号中「食堂及び浴室並びに」を「浴室及び」に改め,同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年茨城県条例第 号)第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第190条及び第194条において同じ。)に関するものを除く。)

第174条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第178条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第190条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）

第194条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第202条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第210条に次の1項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第249条第1号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第250条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

付則に次の3項を加える。

11 第202条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び付則第13項において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、規則で定める。

12 第226条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、規則で定める。

13 第204条及び第228条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

（旧介護保険法に基づき指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 旧介護保険法に基づき指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「場合」の次に「の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設」を加える。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第46条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中第253条第1号の改正規定及び第7条中第249条第1号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第1条の規定による改正前の介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第88条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。）が行うものについては、旧指定居宅サービス等基準条例第88条から第90条まで及び第93条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第7条の規定による改正前の介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第86条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧指定介護予防サービス等基準条例第86条から第88条まで及び第94条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第34号議案

介護保険法に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例を廃止する条例

介護保険法に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年茨城県条例第56号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第35号議案

茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第36号議案

児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する 基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第71号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当通所支援に関する基準(第54条―第59条の2)」を「第5節 共生型障害児通所支援に関する基準(第53条の2―第53条の5)」に、「第5節 基準該当通所支援に関する基準(第77条―第79条)」を「第5節 共生型障害児通所支援に関する基準(第76条の2)」に、「第5章 保育所等訪問支援」を「第5章 居宅訪問型児童発達支援」に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に改める。

第6節 基準該当通所支援に関する基準(第54条―第59条の2)」を「第5節 共生型障害児通所支援に関する基準(第76条の2)」に、「第5章 保育所等訪問支援」を「第5章 居宅訪問型児童発達支援」に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に改める。

第1節 基本方針(第79条)
第2節 人員に関する基準
第3節 設備に関する基準
第4節 運営に関する基準
第6章 保育所等訪問支援

支援

の2)

(第79条の3・第79条の4)に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に改める。

(第79条の5)

(第79条の6―第79条の9)

」

第1条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号」に、「第21条の5の18第1項」を「第21条の5の19第1項」に改める。

第2条第2項中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に、「第79条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、「第58条」を「第53条の2」に改める。

第3条第3項中「第20条第1項、第49条及び第71条第1項第1号において」を「以下」に改める。

第4条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に、「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員(児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第61号)第28条第5項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)

第6条第1項第2号中「(平成24年茨城県条例第61号)」を削り、同条第3項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第4項中「前3項」を「第1項及び前項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第6条第4項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）

(3) 児童指導員又は保育士

第6条第7項中「指導員又は保育士」を「児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め，同条中第8項を第9項とし，第7項の次に次の1項を加える。

8 第1項第1号に掲げる児童指導員，保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は，児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第6項第1号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第17条中「第37条第6号」の次に「及び第50条の2第2項」を加える。

第26条に次の2項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は，前項の規定により，その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては，次に掲げる事項について，自ら評価を行うとともに，当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて，その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向，障害児の適性，障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携，交流等の取組の状況

(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供，助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び災害対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は，おおむね1年に1回以上，前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第48条第1項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第49条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第50条の次に次の1条を加える。

（地域との連携等）

第50条の2 指定児童発達支援事業者は，その運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において，指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は，通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し，障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い，在学し，若しくは在籍する保育所，学校教育法に規定する幼稚園，小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ，助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

第54条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め，同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号に掲げる児童指導員，保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は，児童指導員又は保育士でなければならない。

第57条中「前節」を「第4節」に，「及び第46条」を「，第46条及び第50条の2第2項」に改める。

第58条中「(指定障害福祉サービス基準等条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)」を削る。

第59条中「指定通所介護事業者(介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第66号。以下「指定居宅サービス基準等条例」という。))第98条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)」を「指定通所介護事業者等」に改める。

第59条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に，「第171条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第2章中第5節を第6節とし，第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第53条の2 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス基準等条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第58条において同じ。)は当該事業に関して，規則で定める基準を満たさなければならない。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第53条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第66号。以下「指定居宅サービス基準等条例」という。))第98条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。(第59条において「指定通所介護事業者等」という。)は当該事業に関して，規則で定める基準を満たさなければならない。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第53条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)，指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第59条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)は当該事業に関して，規則で定める基準を満たさなければならない。

(準用)

第53条の5 第5条，第8条，第9条及び前節(第12条を除く。)の規定は，共生型児童発達支援の事業について準用する。

第61条第1項第4号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第68条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第68条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第69条中「第26条」の次に「(第4項及び第5項を除く。)」を加え、「第48条第1項」を削り、「において同じ」を「及び」に、「いう」を「いう。」に、「第27条」を「第26条第1項及び第27条」に、「第53条第2項第3号」を「第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号」に改める。

第71条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

第71条第4項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第71条第4項第2号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第75条の2を削る。

第76条中「及び第49条」を「から第50条まで、第50条の2第1項及び第51条」に改め、「第37条第6号」の次に「及び第50条の2第2項」を加え、「第27条」を「第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第75条第2項」と、第26条第1項及び第27条」に改め、「体制」と」の次に「第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と」を加える。

第79条中「第49条」を「から第50条まで、第50条の2第1項、第51条」に、「第75条」を「及び第75条」に改め、「及び第75条の2」を削る。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第76条の2 第8条、第9条、第13条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第50条の2第1項、第51条から第56条まで、第70条及び第75条の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。

第7章を第8章とする。

第88条第1項中「並びに」を「第79条の3第1項及び第4項並びに」に、「第81条第1項」を「第79条の3第1項及び第4項中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第81条第1項」に改める。

第6章を第7章とする。

第83条を次のように改める。

(準用)

第83条 第79条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第84条から第86条までを次のように改める。

第84条から第86条まで 削除

第87条中「第24条」の次に「第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、第27条」を加え、「から第53条」を「第49条、第50条、第50条の2第1項、第51条から第53条まで、第68条の2及び第79条の6から第79条の8」に、「第86条」を「第87条において準用する第79条の8」に改め、「第37条第6号」の次に「及び第50条の2第2項」を加え、「第

85条」を「第87条において準用する第79条の7」に、「第27条」を「第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第87条において準用する第79条の7第2項」と、第26条第1項及び第27条」に改め、「体制」と」の次に「、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を加える。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第79条の2 指定居宅訪問型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第79条の3 指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 訪問支援員

(2) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

3 第1項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

4 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第79条の4 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし」とあるのは、「ただし、第79条の3第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第79条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第79条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第79条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けなければならない。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けなければならない。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第79条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事項について運営規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

（準用）

第79条の9 第13条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項及び第5項を除く。）、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第50条の2第1項、第51条から第53条まで及び第68条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第37条」とあるのは「第79条の8」と、第17条中「いう。第37条第6号及び第50条の2第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第79条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第79条の7第2項」と、第26条第1項、第27条及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第68条第3項中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は準看護師をいう。以下この条及び第82条において同じ。）」に改め、同条第8項及び第11項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第82条第5項及び第7項中「看護師」を「看護職員」に改める。

（児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「看護師」を「看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。）」に改め，同条第5項を削る。

第6条第7項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定を受けている第1条の規定による改正前の児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「改正前の条例」という。）第8条に規定する指定児童発達支援事業者については，第1条の規定による改正後の児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「改正後の条例」という。）第6条（第4項を除く。）の規定にかかわらず，平成31年3月31日までの間は，なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第54条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同条に規定する基準該当児童発達支援事業者については，改正後の条例第54条の規定にかかわらず，平成31年3月31日までの間は，なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に児童福祉法第24条の2第1項の指定を受けている第3条の規定による改正前の児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条第5項及び第6条第7項に規定する指定福祉型障害児入所施設については，第3条の規定による改正後の児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第6条の規定にかかわらず，平成33年3月31日までの間は，なお従前の例による。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第37号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める 条例等の一部を改正する条例

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第73号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第45条―第49条)」を「第5節 共生型障害福祉サービス
第6節 基準該当障害福祉サービ
に関する基準(第44条の2―第44条の4)
に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第96条―第98条)」
スに関する基準(第45条―第49条)」

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第95条の2―第95条の5)
を「第5節 基準該当障害福祉サー
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第96条―第98条)」

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第110条の2―第110条
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第111条・第112条)」を
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第111条・第112条)

の4)に、「第5節 共生型障害福祉サービ
第6節 基準該当障害福祉サー
に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第150条―第151条)」を
第6節 基準該当障害福祉サー

スに関する基準(第149条の2―第149条の4)
に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第160条―第161
ビスに関する基準(第150条―第151条)」

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第159条の2―第159条の4)
に、「第168条」を「第167条の2」
条)」を「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第160条―第161条)」

「第5節 基準該当障害福祉サービス
第13章 就労定着支援

第1節 基本方針(第194条の2)

第2節 人員に関する基準(第194

第3節 設備に関する基準(第194

に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第191条―第194条)」を「第4節 運営に関する基準(第194

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針(第194条の13)

第2節 人員に関する基準(第194

第3節 設備に関する基準(第194

第4節 運営に関する基準(第194

に関する基準(第191条―第194条)

条の3・第194条の4)

条の5)

条の6―第194条の12)に、「第13章」を「第15章」に、「第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の

条の14・第194条の15)

条の16)

条の17—第194条の20) 」

事業の基本方針並びに人員並びに設備及び運営に関する基準」を

業の基本方針並びに人員並びに設備及び運営に関する基準

・第201条の3)

条の5)

条の11)

業の基本方針並びに人員並びに設備及び運営に関する基準」

条の13」に、「第201条の4・第201条の5」を「第201条の14・第201条の15」に、「第201条の6」を「第201条の16」に、「第201条の7—第201条の12」を「第201条の17—第201条の22」に、「第14章」を「第16章」に、「第15章」を「第17章」に改める。

第1条中「第36条第3項第1号」の次に「第41条の2第1項各号」を加える。

第3条第1項中「第13章」を「第15章」に改める。

第49条中「前節」を「第4節」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の2 共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者(介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第66号。以下「指定居宅サービス基準等条例」という。)

第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)は当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス基準等条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス基準等条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の3 共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者は当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪

「第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第201条の2

第2款 人員に関する基準(第201条の4・第201

第3款 設備に関する基準(第201条の6)

第4款 運営に関する基準(第201条の7—第201

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事

に、「第201条の2・第201条の3」を「第201条の12・第201

問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第44条の4 第5条(第3項及び第4項を除く。)、第6条第2項、第7条及び前節(第44条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第87条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第96条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

第97条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第97条第1号中「登録者」の次に「(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者を除く。第150条の2及び第160条の2において同じ。)」を加え、「児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第71号。以下「指定障害児通所支援基準条例」という。)」を「指定障害児通所支援基準条例」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下)」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において)」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第3号中「指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第150条の2及び第160条の2において)」に改める。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第95条の2 共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第71号。以下「指定障害児通所支援基準条例」という。）第8条に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定障害児通所支援基準条例第75条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）は当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定児童発達支援事業所（指定障害児通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第202条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定障害児通所支援基準条例第71条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第202条において同じ。）（以下この号において「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定障害児通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定障害児通所支援基準条例第70条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下この号において「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス基準等条例第98条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）は当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準等条例第98条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス基準等条例第100条第1項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス基準等条例第97条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規

模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）は当該事業に関して，次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。），指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護，共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定障害児通所支援基準条例第53条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定障害児通所支援基準条例第76条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条，第149条の3及び第159条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。），サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては，18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。），指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条，第149条の3及び第159条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業者等にあつては，登録定員に応じて，次の表に定める利用定員，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等にあつては，12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第109条第2号中「第201条の4第1項」を「第201条の14第1項」に改める。

第111条中「、当該事業」を「当該事業」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に改める。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第110条の2 共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス基準等条例第146条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第69号。以下「指定介護予防サービス基準等条例」という。）第128条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）は当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準等条例第146条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス基準等条例第128条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業者等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準等条例第145条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス基準等条例第127条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が、10.65平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業者等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業者等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業者等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は当該事業に関して、次に掲げる基

準を満たさなければならない。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ若しくは第175条第2項第2号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項若しくは第171条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第114条第2項中「専任かつ」を削る。

第120条第1項中「重度障害者等包括支援に係るサービス利用に関する計画（以下「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第121条の見出し及び同条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第142条中「、省令第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第149条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第150条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第8章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第149条の2 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等は当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業

所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第152条中「、省令第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第153条第3項中「第1項各号及び前項に掲げる」を「前2項に規定する」に改める。

第159条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第160条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号及び第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に改める。

第9章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第159条の2 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等は当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第159条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第10章第4節中第168条の前に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第167条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第168条第2項中「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する」及び「（以下「障害者就業・生活支援センター等」という。）」を削る。

第172条中「第86条」の次に「、第87条、第88条」を加える。

第15章を第17章とする。

第202条第1項中「（指定障害児通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」及び「（指定障害児通所支援基準条例第71条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

第14章を第16章とする。

第198条の見出しを削り、同条第5項を次のように改める。

- 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

第199条第3項中「利用者の」を「当該利用者の」に改め、「家事等」の次に「(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)」を加える。

第13章第5節を次のように改める。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の基本方針並びに人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第201条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 世話人
- (2) 生活支援員
- (3) サービス管理責任者

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間支援従事者を置くものとする。

3 前2項に規定する従業者の員数は、規則で定める。

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第201条の5 第197条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

第201条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入

居定員の合計は4人以上とする。

- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けなければならない。
- 9 前項に規定する設備及びユニットの入居定員は、規則で定める基準に適合しなければならない。

第4款 運営に関する基準

（実施主体）

第201条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所（第100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（介護及び家事等）

第201条の8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業員が共同で行うように努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業員を介護又は家事等に従事させなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業員以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第201条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、

協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条中「前条の医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の医療機関及び同条第2項の歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第13章に次の1節を加える。

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第201条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の基本方針並びに人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第201条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第201条の14 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき基本サービスを提供する従業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 世話人
- (2) サービス管理責任者

- 2 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

- 3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事

業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第201条の15 第197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

第201条の16 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第201条の17 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第201条の19に規定する運営規程の概要、第201条の21に規定する従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第201条の18 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を書面により報告させなければならない。

(運営規程)

第201条の19 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事項について運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第201条の20 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに書面により行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しなければならない。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行わなければならない。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第201条の21 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助に関する計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条中「前条の医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の医療機関及び同条第2項の歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

第13章 就労定着支援

第1節 基本方針

第194条の2 指定就労定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として省令第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、省令第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第194条の3 指定就労定着支援事業者が指定就労定着支援事業所に置くべき従業者は、次に掲げる者とする。

(1) 就労定着支援員

(2) サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

3 第1項に規定する指定就労定着支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第194条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第194条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 サービス管理責任者は、第194条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第194条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第194条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第194条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事項について運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(記録の整備)

第194条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第1項の規定による記録
- (2) 就労定着支援計画
- (3) 次条において準用する第30条に規定する市町村への情報提供に係る記録
- (4) 次条において準用する第40条第3項の規定による記録
- (5) 次条において準用する第41条第2項の規定による記録

(準用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針

第194条の13 指定自立生活援助の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第194条の14 指定自立生活援助事業者が指定自立生活援助事業所に置くべき従業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地域生活支援員
- (2) サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

3 第1項に規定する指定自立生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第194条の15 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第194条の16 第194条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第194条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

付則第2項及び第3項中「第201条の6」を「第201条の16」に改める。

付則第7項中「第201条の12」を「第201条の22」に改める。

付則第10項中「第127条第1項（第198条）」を「第198条第1項（第201条の16）」に改める。

付則第11項中「第127条第6項及び第7項」を「第198条第7項及び第8項」に、「第198条」を「第201条の16」に、「第109条第2項」を「第109条第2項及び第3項」に改める。

付則第12項の前の見出し中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同項中「第199条第3項」の次に「及び第201条の8第4項」を、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を、「当該指定共同生活援助事業所」の次に「又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

付則第13項中「第199条第3項」の次に「及び第201条の8第4項」を、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を、「当該指定共同生活援助事業所」の次に「又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第74号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第34条第3項中「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター等(以下「障害者就業・生活支援センター等」という。)」を「障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第43条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第43条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第50条中「、省令第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第54条中「第44条」を「第43条の2」に改める。

第55条中「、省令第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第59条中「第44条」を「第43条の2」に改める。

第63条の次に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第63条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第64条第2項中「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する」及び「(以下「障害者就業・生活支援センター等」という。)」を削る。

第68条中「第42条」の次に「、第43条、第44条」を加える。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運

営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成26年茨城県条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「改正後の」を削り、「指定障害福祉サービス等基準条例第201条の4第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第201条の14第1項」に改める。

付則第4項中「改正後の」を削り、「第201条の10第4項」を「第201条の20第4項」に、「第201条の3」を「第201条の13」に改める。

付則第5項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例付則第7項」を「指定障害福祉サービス等基準条例付則第10項」に改め、「改正後の」を削り、「第201条の6」を「第201条の16」に、「第201条の2」を「第201条の12」に改める。

付則第6項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例付則第8項」を「指定障害福祉サービス等基準条例付則第11項」に改め、「改正後の」を削り、「第201条の6」を「第201条の16」に、「第109条第2項」を「第109条第2項及び第3項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定を受けている第2条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条及び第10条に規定する指定障害者支援施設等については、第2条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第38号議案

茨城県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

茨城県旅館業法施行条例（昭和36年茨城県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条第1項第11号，第2項第10号，第3項第7号及び第4項第5号」を「第1条第1項第8号，第2項第7号及び第3項第5号」に改める。

第4条から第7条までの規定中「営業施設」を「旅館業の施設」に改める。

第12条第1項中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に，「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め，同項中第4号を第5号とし，第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ，同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 客室は，壁，ふすま，板戸等により他の客室，廊下等と区分すること。

第12条第2項を削り，同条第3項中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め，同項第3号中「第1項各号」を「前項第2号から第5号まで」に改め，同項を同条第2項とし，同条第4項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改め，同項第4号中「第1項各号」を「第1項第2号から第5号まで」に改め，同項を同条第3項とする。

付 則

この条例は，平成30年6月15日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第39号議案

茨城県健やか子ども基金条例の一部を改正する条例

茨城県健やか子ども基金条例（平成21年茨城県条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第40号議案

茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する 条例

茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例（昭和51年茨城県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 茨城県工業技術センター（茨城県工業技術センター繊維工業指導所及び茨城県工業技術センター笠間陶芸大学校を除く。）の表強度試験機器の部インストロン万能試験機（60トン）の項の次に次のように加える。

落	下	試	験	機	1	時	間	1,840
---	---	---	---	---	---	---	---	-------

別表第1 1 茨城県工業技術センター（茨城県工業技術センター繊維工業指導所及び茨城県工業技術センター笠間陶芸大学校を除く。）の表電気試験機器の部RFイミュニティ機器の項中「5,300」を「4,860」に改め、同部耐ノイズ試験機の項中「2,590」を「3,560」に改め、同部EMI機器の項中「4,430」を「4,640」に改め、同部電源変動許容度試験器の項中「1,300」を「2,160」に改め、同表耐候試験機器の部恒温恒湿器の項中

1	時	間	1,510	を	1	時	間	2,920	に改め、同表
1	日	5,730	1時間を超え、 1時間ごとに		650				

食品等分析・観察機器の部赤外線水分計の項の次に次のように加える。

穀	粒	判	別	機	1	時	間	970
水	分	活	性	測	定	装	置	970

別表第1 1 茨城県工業技術センター（茨城県工業技術センター繊維工業指導所及び茨城県工業技術センター笠間陶芸大学校を除く。）の表食品加工機器の部濾布洗濯機の項を削り、同部圧搾機の項の次に次のように加える。

醸	造	用	小	型	精	米	機	1	時	間	1,400
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------

別表第2 1 茨城県工業技術センター（茨城県工業技術センター繊維工業指導所及び茨城県工業技術センター笠間陶芸大学校を除く。）の表性能試験（長期性能試験）の部耐食試験の項中

塩乾湿複合サイクル試験等	1	件・8時間	11,660	を		
	8時間を超え、 1件8時間ごとに	4,870				
塩乾湿複合サイクル試験等	1	件・8時間	11,660	に改め、同部劣化試験の項		
	8時間を超え、 1件8時間ごとに	4,870				
写	真	撮	影	1	枚	320

中 「 1 サイクル・24時間 8,030 を 」

1 件 ・ 1 時 間	3,130
1 時 間 を 超 え , 1 件 1 時 間 ごと に	650

に改め、同表電気試験の部ノイズ耐性試験の項中「1,840」を「2,380」

に改め、同部RFイミュニティ試験の項中「7,460」を「7,130」に改め、同部EMI試験の項中「6,810」を「7,130」に改め、同表食品の分析、試験等の部一般分析の項中

生 物 顕 微 鏡 に よ る 分 析	1 試 験 ・ 1 測 定	1,400
---------------------	---------------	-------

を

生 物 顕 微 鏡 に よ る 分 析	1 試 験 ・ 1 測 定	1,400
ヘッドスペースGC/MSによる定性分析	1 試 料 ・ 1 測 定	12,420

に改め、同部測定試験の項

中

抗 酸 化 力 測 定	1 試 料 ・ 1 項 目	33,380
-------------	---------------	--------

を

抗 酸 化 力 測 定	1 試 料 ・ 1 項 目	33,380
水 分 活 性 測 定	1 試 験 ・ 1 測 定	1,510

に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に設備の使用の承認又は試験、分析、検査、調製、加工等の依頼の承認を受けている者に係る使用料又は手数料の額については、なお従前の例による。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第41号議案

茨城県飼料検定条例を廃止する条例

茨城県飼料検定条例（昭和54年茨城県条例第10号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（茨城県証紙条例の一部改正）

- 2 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中第76項を削り、第77項を第76項とし、第78項から第169項までを1項ずつ繰り上げる。

（茨城県手数料徴収条例の一部改正）

- 3 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の351の項を次のように改める。

351 削除		
--------	--	--

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第42号議案

茨城県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例

茨城県国営土地改良事業負担金徴収条例（平成4年茨城県条例第85号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第43号議案

茨城県都市公園条例の一部を改正する条例

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

第2条第1号中「10平方メートル」の次に「(県の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の県民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積)」を加える。

第1章の2中第2条の3の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第2条の4 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第18条の2中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

別表第2 (3) 都市公園を占用する場合の表中「第7条第3号」を「第7条第1項第3号」に、「第7条第4号」を「第7条第1項第4号」に、「第7条第6号」を「第7条第1項第6号」に、「第12条第7号」を「第12条第2項第7号」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第44号議案

茨城県建築基準条例の一部を改正する条例

茨城県建築基準条例（昭和36年茨城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第46条の6の見出しを「(対象区域等の指定)」に改め、同条の表中

「

第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域

」を「

第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
田園住居地域

」に改め、同条に次の

1項を加える。

2 法第56条の2第1項の規定により法別表第4（は）欄2の項及び3の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから指定するものは、4メートルとする。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第45号議案

茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例

茨城県県営住宅条例（平成9年茨城県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第11条第6項中「前項」を「同項」に改める。

第11条の2第2項中「同項の規則で定める期間」を「当該承認に係る期間（第9項の規定により当該期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間。以下「承認期間」という。）」に改め、同条第5項中「同項の規則で定める期間」及び「当該期間」を「承認期間」に改め、同条第6項中「同項の規則で定める期間」を「承認期間」に改め、同条に次の3項を加える。

9 知事は、承認期間が満了する日において入居者に当該一般県営住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情（規則で定めるものに限る。）があると認めるときは、次項の規定による入居者の申請に基づき、10年を超えない範囲内において規則で定める期間、承認期間を延長することができる。

10 前項の規定による承認期間の延長を受けようとする入居者は、規則で定めるところにより、承認期間の延長の申請をしなければならない。

11 第3項及び第4項の規定は、第9項の規定による承認期間の延長について準用する。この場合において、第3項中「第1項の規定による承認」とあるのは「第9項の規定による承認期間の延長」と、同項及び第4項中「入居予定者」とあるのは「第10項の申請をした者」と読み替えるものとする。

第15条第1項ただし書中「請求」を「報告の請求」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 知事は、入居者（法第16条第4項に規定する入居者に限る。）が次条第1項の規定により収入を申告すること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の一般県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、第37条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の規則で定める方法により把握した当該入居者の収入（次項の規定により更正した場合には、その更正後の収入。第29条及び第32条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条に規定する方法により算定した額とすることができる。

5 次条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する方法により把握した入居者の収入について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定による収入の申告に基づき、収入を認定し、」とあるのは「前条第4項に規定する方法により把握した入居者の収入を当該」と、同条第3項中「入居者は」とあるのは「前条第5項において準用する前項の通知を受けた入居者は」と、「前項の認定」とあるのは「当該通知に係る収入」と、「当該認定を更正し、更正後の収入を」とあるのは「当該収入を更正し、」と読み替えるものとする。

第16条第2項中「の額」及び「当該額を」を削り、同条第3項中「額」を「収入」に改める。

第19条第1項中「第15条第4項」を「第15条第6項」に改める。

第29条第1項中「第16条第2項」を「第16条第2項」に、「認定した当該入居者の収入の額」を「認定し、又は第15条第4項に規定する方法により把握した当該入居者の収入」に改める。

第31条第1項中「収入超過者が」を「収入超過者（次項に規定する者を除く。）が」に、「当該認定」を「第29条第1項の認定」に、「当該収入超過者に対して認定した収入の額」を「当該認定に係る当該収入超過者の収入」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 収入超過者（第29条第1項の認定に係る収入を第15条第4項に規定する方法により把握した者に限る。）が一般県営住宅に引き続き入居している場合には、当該認定に係る期間、当該一般県営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る当該収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第

8条第3項において準用する同条第2項に規定する方法により算定した額とする。

第32条第1項中「第16条第2項」を「第16条第2項」に、「認定した当該入居者の収入の額」を「認定し、又は第15条第4項に規定する方法により把握した当該入居者の収入」に改める。

第34条第1項中「第31条第1項」を「第4項並びに第31条第1項及び第2項」に改める。

第37条第1項中「第31条第1項」を「若しくは第4項、第31条第1項若しくは第2項」に改め、「の額」を削り、「第31条第2項」を「第31条第3項」に改める。

第40条及び第41条中「第31条第1項」を「若しくは第4項、第31条第1項若しくは第2項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第42条第5項中「同条第1項の規則で定める期間」を「承認期間」に改める。

第64条中「家賃」とあるのは「使用料」とを削る。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県営住宅条例第15条第4項及び第5項並びに第31条第2項の規定は、平成31年4月以後の月分の家賃について適用し、同年3月以前の月分の家賃については、なお従前の例による。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第46号議案

茨城県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

茨城県奨学資金貸与条例（昭和38年茨城県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「奨学資金」という。）を「奨学金」という。）及び入学時に一時的に必要な費用に充てるための資金（以下「入学一時金」という。）（以下「奨学資金」と総称する。）に改める。

第2条中「奨学資金」を「奨学金」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第2号中「。第4条において同じ」を削り、「専門課程」の次に「（以下「大学等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 入学一時金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 県内に居住する者の子弟であること。
- (2) 入学一時金の貸与を受ける年に大学等に入学する者であること。
- (3) 健康で、人物及び学業ともに優れる者であること。
- (4) 経済的な理由により修学に困難があると認められる者であること。
- (5) 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第8条の2第4項の規定による学資支給金の加算を受けていない者であること。

第3条中「奨学資金」を「奨学金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 入学一時金の貸与額は、240,000円とする。

第4条の見出しを「（貸与期間等）」に改め、同条中「奨学資金」を「奨学金」に、「大学又は専修学校の専門課程」を「大学等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 入学一時金の貸与は、大学等に入学する年に行う。

第5条第1項中「（以下「奨学生」という。）」を削り、同条第2項中「奨学生」を「奨学資金の貸与を受けることとなった者」に改める。

第6条の見出しを「（奨学金の停止）」に改め、同条中「奨学生」を「奨学金の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）」に、「一」を「いずれか」に、「奨学資金」を「奨学金」に改め、同条第3号中「傷い疾病など」を「疾病、負傷等」に改める。

第7条第1項中「貸与最終月」を「奨学金の貸与最終月（入学一時金だけの貸与を受けた場合にあつては、大学等における正規の修業期間の終了する月）」に改める。

第8条中「奨学生が退学し、又は奨学資金」を「奨学生若しくは入学一時金の貸与を受けた者（以下「奨学生等」という。）が退学したとき、又は奨学生が奨学金」に改める。

第9条及び第10条中「奨学生」を「奨学生等」に改める。

第11条中「奨学生又は奨学生であつた者が、」を「奨学生等が」に改め、同条に次の1項を加える。

2 入学一時金の貸与を受けた者が大学等を卒業した後県内において就職した場合（教育委員会規則で定める場合に限る。）は、入学一時金の全部又は一部の返還を免除することができる。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第47号議案

茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年茨城県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中「準住居地域」の次に「，田園住居地域」を加える。

第4条第1項第1号中「又は準住居地域（）」を「，準住居地域又は田園住居地域（）」に改める。

第7条第1項の表中 「

第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域

」を「

第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
田園住居地域

」に改める。

第14条中「又は準住居地域（）」を「，準住居地域又は田園住居地域（）」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第48号議案

茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中「2,400円」を「2,100円」に改め、同表の8の項中「25,000円」を「22,000円」に改め、同表の14の項中「4,600円」を「5,400円」に改め、同表の19の項中「1,600円」を「1,800円」に改め、同表の21の項中「2,200円」を「1,900円」に改め、同表の26の8の項中「2,000円」を「1,800円」に改め、同表の29の項を次のように改める。

<p>29 道路交通法第89条第1項の運転免許試験を受けようとする者</p>	<p>(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験を受けようとする場合にあっては、次に掲げる額</p> <p>ア 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあっては、1,550円</p> <p>イ 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあっては、1,900円</p> <p>ウ 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合にあっては、4,100円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,600円）</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験を受けようとする場合にあっては、次に掲げる額</p> <p>ア 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあっては、1,750円</p> <p>イ 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあっては、1,900円</p> <p>ウ 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合にあっては、2,550円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,350円）</p> <p>(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。34の項及び36の項において同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験を受けようとする場合にあっては、次に掲げる額</p> <p>ア 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあっては、1,750円</p> <p>イ 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合に</p>
--	--

	<p>あっては、1,900円</p> <p>ウ 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合にあっては、2,600円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,050円）</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験を受けようとする場合にあっては、次に掲げる額</p> <p>ア 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合にあっては、1,900円</p> <p>イ 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合にあっては、1,500円</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験を受けようとする場合にあっては、次に掲げる額</p> <p>ア 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあっては、1,700円</p> <p>イ 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあっては、1,900円</p> <p>ウ 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合にあっては、4,800円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,650円）</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験を受けようとする場合にあっては、次に掲げる額</p> <p>ア 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあっては、1,700円</p> <p>イ 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあっては、1,550円</p> <p>ウ 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合にあっては、2,900円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,350円）</p>
--	--

別表第1の29の2の項中「4,050円」を「3,900円」に、「6,700円」を「6,400円」に、「3,850円」を「3,750円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同表の30の項中「1,450円」を「1,400円」に、「3,000円」を「2,850円」に改め、同表の31の項から33の項までの規定中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の34の項を次のように改める。

34 道路交通法第99条の2第4項第1号イの審査を受けようとする者

- (1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る審査を受けようとする場合にあっては、23,400円。ただし、次のアからカまでに掲げる審査細目（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条第2項の審査細目をいう。以下この項において同じ。）についての審査を免除される場合にあっては、23,400円から、それぞれアからカまでに掲げる額を減じた額（ア及びイに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される場合にあっては更に2,350円を、ウ及びエに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される場合にあっては更に500円を減じた額）
- ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能 4,000円
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 6,700円
 - ウ 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項 2,500円
 - エ 自動車教習所に関する法令についての知識 2,500円
 - オ 技能検定の実施に関する知識 2,350円
 - カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 1,800円
- (2) 普通自動車免許に係る審査を受けようとする場合にあっては、19,500円。ただし、次のアからカまでに掲げる審査細目についての審査を免除される場合にあっては、19,500円から、それぞれアからカまでに掲げる額を減じた額（ア及びイに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される場合にあっては更に900円を、ウ及びエに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される場合にあっては更に300円を減じた額）
- ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能 3,550円
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 6,100円
 - ウ 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項 2,000円
 - エ 自動車教習所に関する法令についての知識 2,000円
 - オ 技能検定の実施に関する知識 1,900円
 - カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 2,050円
- (3) 特定第一種運転免許に係る審査を受けようとする場合にあっては、14,700円。ただし、次のアからカまでに掲げる審査細目についての審査を免除される場合にあっては、14,700円から、それぞれアからカまでに掲げる額を減じた額（ア及びイに

	<p>掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される場合にあつては更に1,100円を、ウ及びエに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される場合にあつては更に300円を減じた額)</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能 1,250円</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2,100円</p> <p>ウ 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項 2,000円</p> <p>エ 自動車教習所に関する法令についての知識 2,000円</p> <p>オ 技能検定の実施に関する知識 2,650円</p> <p>カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 2,550円</p> <p>(4) 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査で，これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するものを受けようとする場合にあつては，21,500円。ただし，次のアからエまでに掲げる審査細目についての審査を免除される場合にあつては，21,500円から，それぞれアからエまでに掲げる額を減じた額（ア及びイに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される場合にあつては，更に2,900円を減じた額）</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能 4,250円</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 7,400円</p> <p>ウ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 3,700円</p> <p>エ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 2,550円</p>
--	---

別表第1の35の項中「1,100円」を「1,150円」に改め，同表の36の項を次のように改める。

<p>36 道路交通法第99条の3第4項第1号イの審査を受けようとする者</p>	<p>(1) 大型自動車免許，中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る審査を受けようとする場合にあつては，14,550円。ただし，次のアからカまでに掲げる審査細目（道路交通法施行令第43条第3項の審査細目をいう。以下この項において同じ。）についての審査を免除される場合にあつては，14,550</p>
--	--

円から、それぞれアからカまでに掲げる額を減じた額（ア及びイに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される場合にあつては更に2,400円を、エ及びオに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される場合にあつては更に150円を減じた額）

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
4,000円

イ 技能教習に必要な教習の技能 1,400円

ウ 学科教習に必要な教習の技能 1,300円

エ 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 1,600円

オ 自動車教習所に関する法令についての知識
1,600円

カ 教習指導員として必要な教育についての知識
1,500円

(2) 普通自動車免許に係る審査を受けようとする場合にあつては、11,850円。ただし、次のアからカまでに掲げる審査細目についての審査を免除される場合にあつては、11,850円から、それぞれアからカまでに掲げる額を減じた額（ア及びイに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される場合にあつては更に900円を、エ及びオに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される場合にあつては更に150円を減じた額）

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
3,550円

イ 技能教習に必要な教習の技能 1,300円

ウ 学科教習に必要な教習の技能 1,250円

エ 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 1,350円

オ 自動車教習所に関する法令についての知識
1,350円

カ 教習指導員として必要な教育についての知識
1,300円

(3) 特定第一種運転免許に係る審査を受けようとする場合にあつては、9,650円。ただし、次のアからカまでに掲げる審査細目についての審査を免除される場合にあつては、9,650円から、それぞれアからカまでに掲げる額を減じた額（ア及びイに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される場合にあつては更に1,100円を、エ及びオに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される場合にあつては更に150円を減じた額）

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
1,250円

	イ 技能教習に必要な教習の技能 1,350円 ウ 学科教習に必要な教習の技能 1,250円 エ 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 1,300円 オ 自動車教習所に関する法令についての知識 1,300円 カ 教習指導員として必要な教育についての知識 1,250円 (4) 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査で, これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するものを受けようとする場合にあっては, 12,450円。ただし, 次のアからウまでに掲げる審査細目についての審査を免除される場合にあっては, 12,450円から, それぞれアからウまでに掲げる額を減じた額(ア及びイに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される場合にあっては, 更に2,850円を減じた額) ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 4,250円 イ 技能教習に必要な教習の技能 2,050円 ウ 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 2,550円
--	---

別表第1の37の項中「2,000円」を「1,900円」に, 「4,650円」を「4,400円」に, 「1,950円」を「1,750円」に, 「2,850円」を「2,550円」に, 「1,750円」を「1,650円」に, 「3,300円」を「3,100円」に, 「1,050円」を「1,000円」に改め, 同表の38の項を次のように改める。

38 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の免許証の更新を受けようとする者	(1) 道路交通法第101条の2の2第1項の免許証更新の申請をする場合にあっては, 2,550円 (2) (1)に掲げる場合以外の場合にあっては, 2,500円
--	---

別表第1の38の2の2の項中「650円」を「750円」に改め, 同表の38の2の3の項を次のように改める。

38の2の3 道路交通法第101条の4第2項の認知機能検査に従事しようとする者に対する講習で茨城県公安委員会規則で定めるものを受けようとする者	1,400円
---	--------

別表第1の38の3の項及び38の4の項中「1,000円」を「1,100円」に改め, 同表の39の項中「2,400円」を「2,350円」に改め, 同表の42の項中「2,100円」を「1,950円」に改め, 同表の43の項中「4,100円」を「4,450円」に, 「3,400円」を「3,500円」に, 「2,450円」を「2,800円」に改め, 同表の44の項中「4,100円」を「4,150円」に改め, 同表の45の項中「1,400円」を「1,500円」に改め, 同表の47の項中「1,300円」を「1,400円」に改め, 同表の48の項中「650円」を「750円」に改め,

め、同表の50の項中「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を「7,950円」に、「5,650円」を「5,800円」に、「2,000円」を「2,250円」に、「4,300円」を「4,450円」に、「2,400円」を「2,350円」に改め、同表の51の項中「13,200円」を「12,500円」に改め、同表の51の2の項中「1,900円」を「2,000円」に改め、同表の52の3の項中「1,500円」を「1,800円」に、「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を「7,950円」に改め、同表の64の項及び69の項中「2,000円」を「1,800円」に改め、同表の73の項中「13,000円」を「12,000円」に改め、同表の74の項中「1,900円」を「1,700円」に改め、同表の77の項中「1,500円」を「1,600円」に改め、同表の78の項中「1,000円」を「1,100円」に改める。

別表第2 その1の表5の項中「11,000円」を「9,900円」に改め、同表7の項中「15,000円」を「13,000円」に、「11,700円」を「10,000円」に改め、同表の備考中「8,000円」を「8,700円」に改める。

別表第3の1の2の項中「2,400円」を「2,450円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(平成28年茨城県条例第58号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「2,000円」を「1,900円」に、「1,950円」を「1,750円」に、「4,650円」を「4,400円」に、「2,850円」を「2,550円」に改める。

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第49号議案

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、下記のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

記

- 1 契約の目的 包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成30年4月1日
- 3 契約金額 1,620万円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、契約の定めるところにより概算払をすることができる。
- 5 契約の相手方 住所 水戸市見川2丁目67番地の72
氏名 蛭田 清人
資格 公認会計士

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第50号議案

霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項の規定により県が行う霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用について，同法第31条の2第1項の規定により関係市町村に平成30年度分として負担させる金額は，それぞれ下記のとおりとする。

記

龍ヶ崎市	366,792千円
牛久市	331,950千円
つくば市	1,277,643千円
稲敷市	11,104千円
河内町	11,807千円
利根町	57,916千円
土浦市	892,868千円
石岡市	217,987千円
かすみがうら市	167,832千円
小美玉市	103,809千円
阿見町	351,540千円
潮来市	268,023千円
行方市	43,102千円
水戸市	508,748千円
日立市	352,290千円
常陸太田市	106,428千円
ひたちなか市	245,066千円
常陸大宮市	51,805千円
那珂市	173,359千円
大洗町	71,156千円
城里町	32,210千円
東海村	184,075千円
ひたちなか・東海 広域事務組合	17,635千円
古河市	107,827千円
坂東市	70,200千円
境町	193,330千円
下妻市	187,416千円
常総市	55,685千円

筑西市	206,066千円
八千代町	44,920千円
桜川市	110,057千円

平成30年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦